

第3次清瀬市子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年3月



目 次

第1章 計画の概要.....1

1. 計画の策定の背景と目的..... 2
2. 計画の位置づけ..... 3
3. 計画の期間..... 3

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....5

1. 子どもや子育てに関する状況..... 6
2. 市民意識調査結果..... 11

第3章 子ども・子育て支援事業計画.....27

1. 提供区域の設定..... 28
2. 量の見込みと確保方策について..... 29
3. 清瀬市の児童数の推移と推計..... 30
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策..... 31
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... 37

資 料 編.....63

1. 前計画の実施状況..... 64
2. 計画の策定体制..... 69
3. 推進体制..... 70

第1章 計画の概要

1. 計画の策定の背景と目的

急速な少子化の進行並びに社会や経済の環境の変化、市民の生活様式・価値観の多様化に伴い、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向け、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市では、それに基づく「清瀬市新次世代育成支援行動計画」のもと総合的な施策を推進してきました。また、平成24（2012）年には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、「子ども・子育て支援法」を中心とする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）」が実施されました。

本市では新制度の実施に伴い、平成27（2015）年に「清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大、地域における子ども子育て支援の充実等の取組を進めるとともに、令和2（2020）年には「清瀬市新次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び「第2次清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「清瀬市子ども・子育て支援総合計画」を策定し、待機児童の解消や児童の放課後の居場所の確保、更には児童虐待や子どもの貧困といった多様な課題の解決に向けて、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進してきました。

こうした中、国では全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、社会全体で子どもや若者に関する取組を進めるため、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には子ども施策を総合的に推進するための「こども大綱」、また少子化や人口減少を反転させるための「こども未来戦略」が策定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な取組を進め、こども施策を社会全体で総合的に推進していくとともに、こども基本法においては、こども大綱を勘案して、市町村における子ども施策についての計画（以下「市町村こども計画」といいます。）を定めるよう努めるものとされました。

本市では、こうした国や東京都の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化により複雑・多様化している課題を踏まえ、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、社会全体で子どもや若者に関する取組を推進するとともに、誰もが安心して子育てができる社会の実現を目指し、様々なニーズに合わせた質の高い子ども・子育て支援サービスの提供を推進するため、子ども・若者の施策や子育て支援施策を総合的に推進するための計画として（仮称）「清瀬市こども計画」を策定することとしました。

一方、清瀬市の最上位計画である長期総合計画の計画始期は令和8（2026）年となっています。そのため法で策定が定められている本計画「清瀬市子ども・子育て支援事業計画」のみを令和6（2024）年度に先行して策定し、令和7（2025）年度（仮称）「清瀬市こども計画」策定時において包含させることとします。

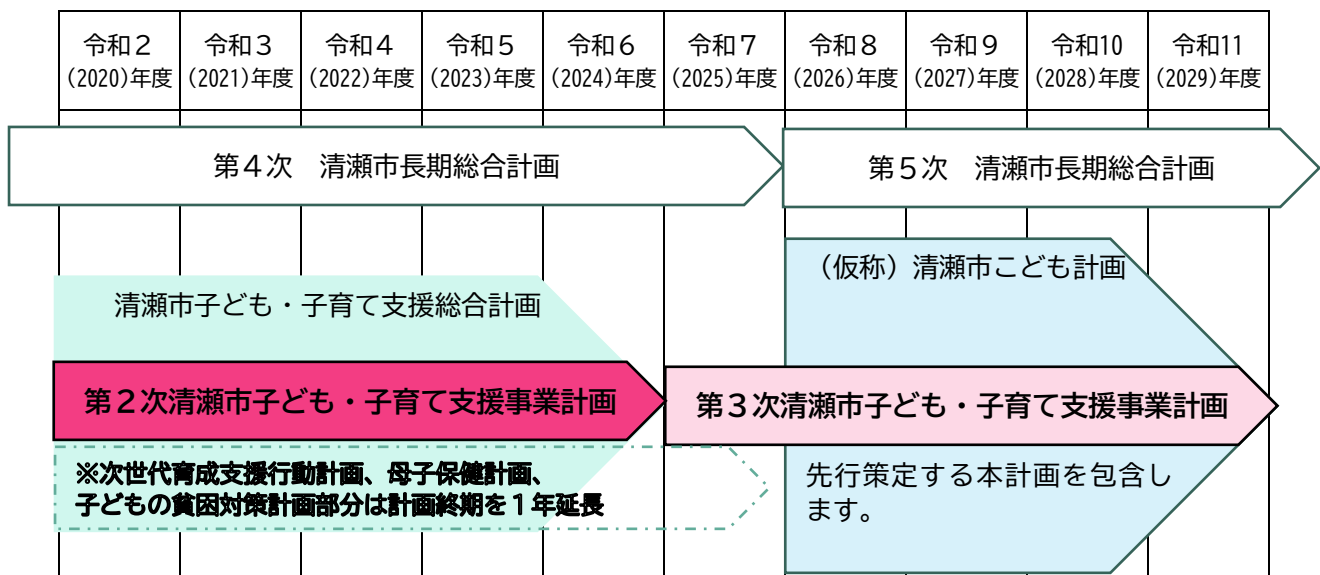
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

本計画は児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育園等の整備に関する計画）」としての位置づけも併せ持ちます。

3. 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とすることが定められていることに伴い、本計画についても令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。



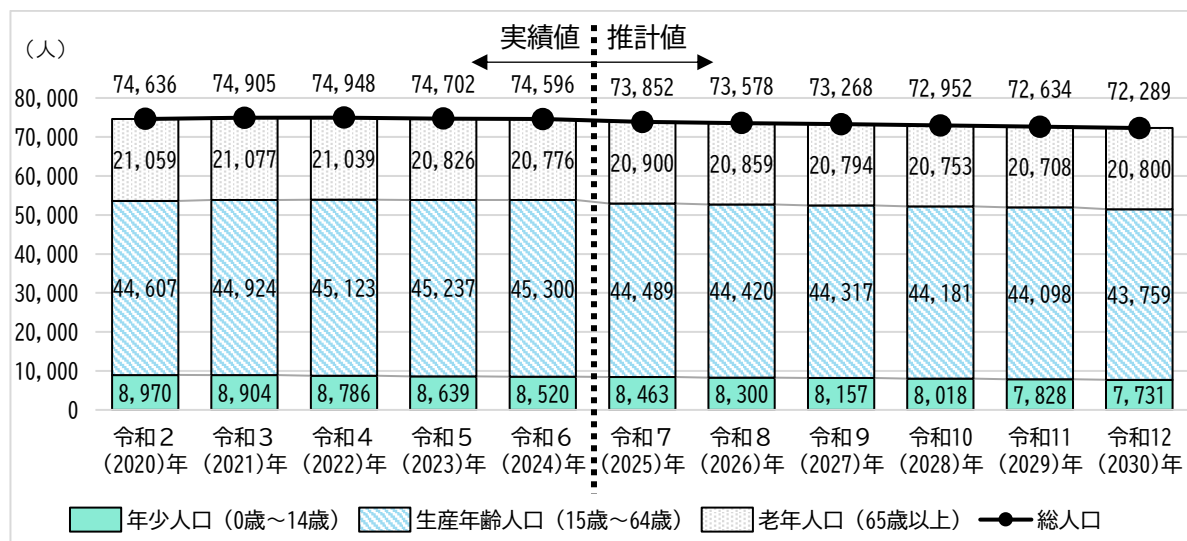
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 子どもや子育てに関する状況

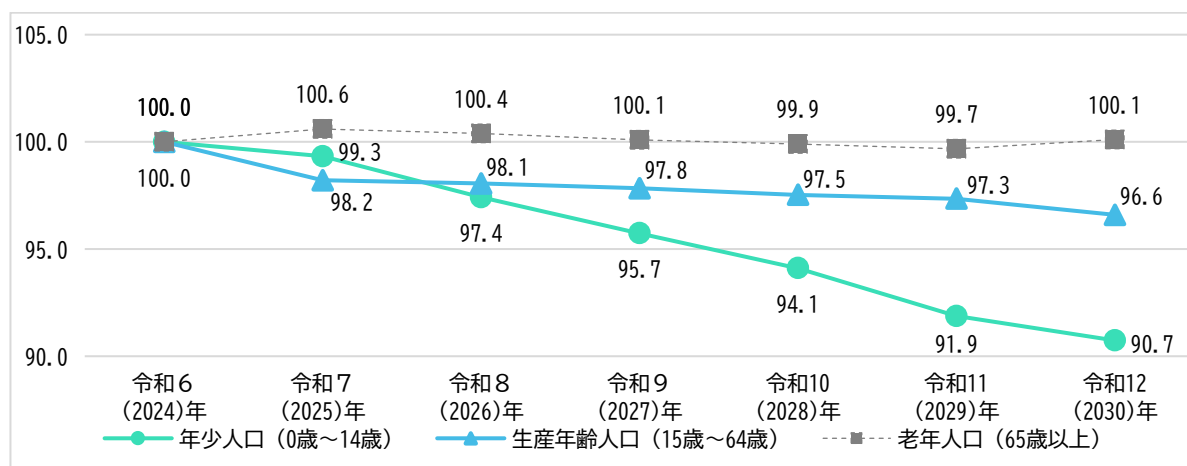
(1) 総人口の推移と推計

本市の総人口は、令和4（2022）年までは増加傾向にありましたが、令和5（2023）年以降は微減となり、令和6（2024）年1月の総人口は74,596人となりました。

清瀬市人口ビジョン（平成28（2016）年3月）によると、老年人口はほぼ横ばいで推移すると見込まれる一方、年少人口、生産年齢人口は減少すると見込まれており、本計画の最終年度である令和12（2030）年1月の総人口は約7万2千人となると推計されています。また、令和6（2024）年の年齢別人口を100.0とした場合、令和12（2030）年の年少人口（0歳～14歳）は90.7まで減少することが見込まれています。



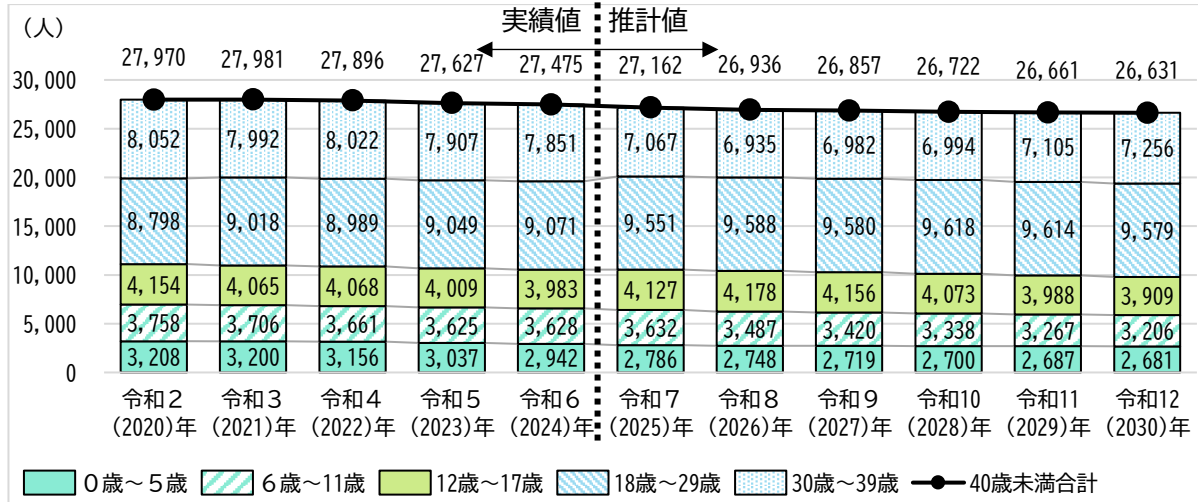
出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：清瀬市人口ビジョン（平成28年3月）（各年1月1日時点）



出典：清瀬市人口ビジョン（平成28年3月）（各年1月1日時点）
※令和6（2024）年の年齢別人口を100.0とした場合の経年変化の推移

(2) 40歳未満の年齢別人口の推移と推計

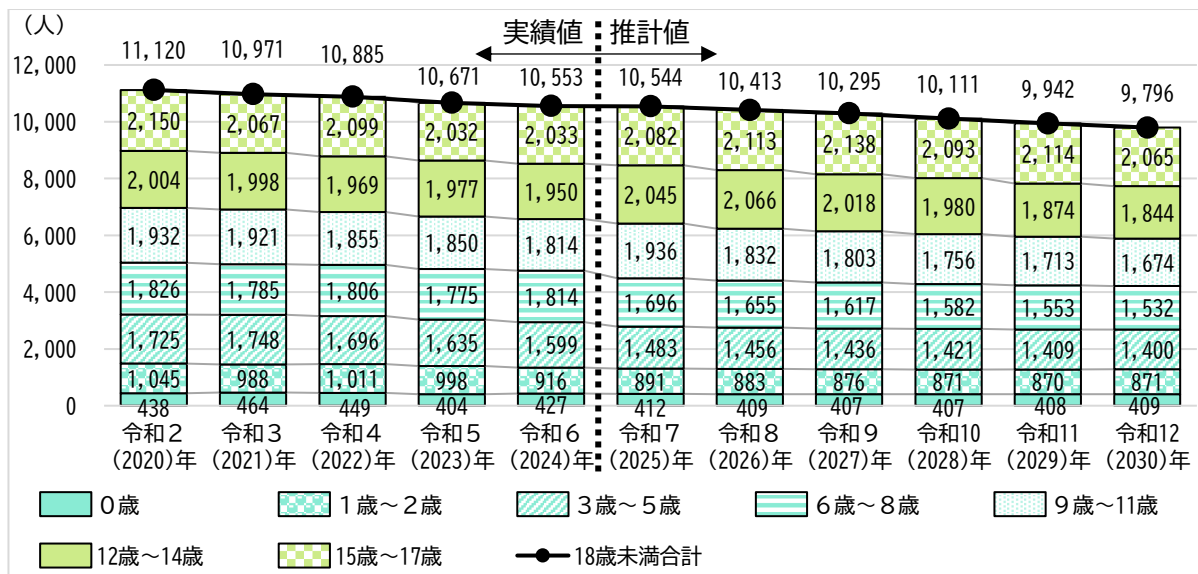
本市の40歳未満の合計人口は、令和4（2022）年から減少傾向となり、令和12（2030）年に向けて減少傾向が続く見込みです。特に0歳～5歳の人口は令和2（2020）年から減少傾向が続いており、令和12（2030）年に向けて更に減少が続く見込みです。



出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：清瀬市人口ビジョン（平成28年3月）（各年1月1日時点）

(3) 18歳未満の年齢別人口の推移と推計

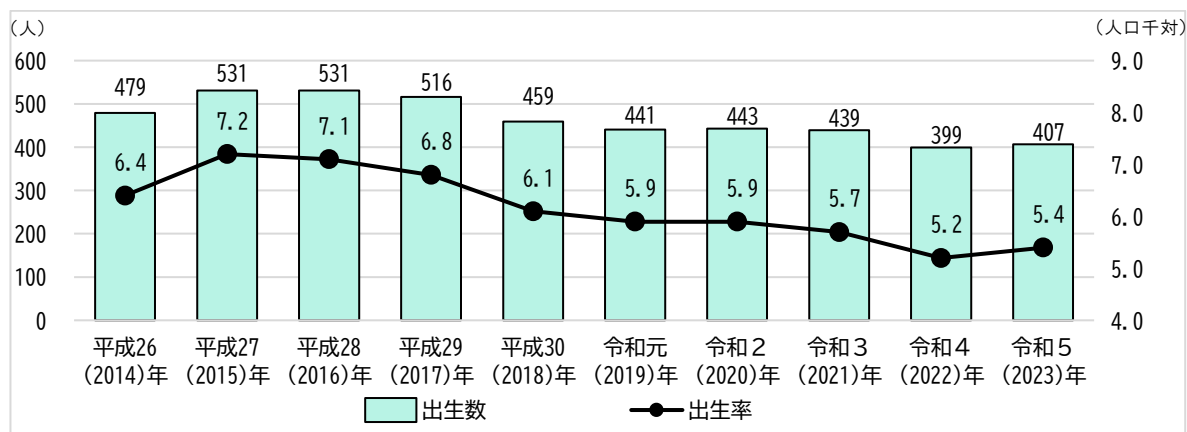
本市の18歳未満の合計人口は、令和2（2020）年から減少傾向となり、令和12（2030）年に向けて更に減少が続く見込みです。特に3歳～5歳の人口は令和2（2020）年から減少傾向が続いており、令和6（2024）年の約1,600人から令和12（2030）年では200人減少し、約1,400になる見込みです。



出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：清瀬市人口ビジョン（平成28年3月）（各年1月1日時点）

(4) 出生数・出生率

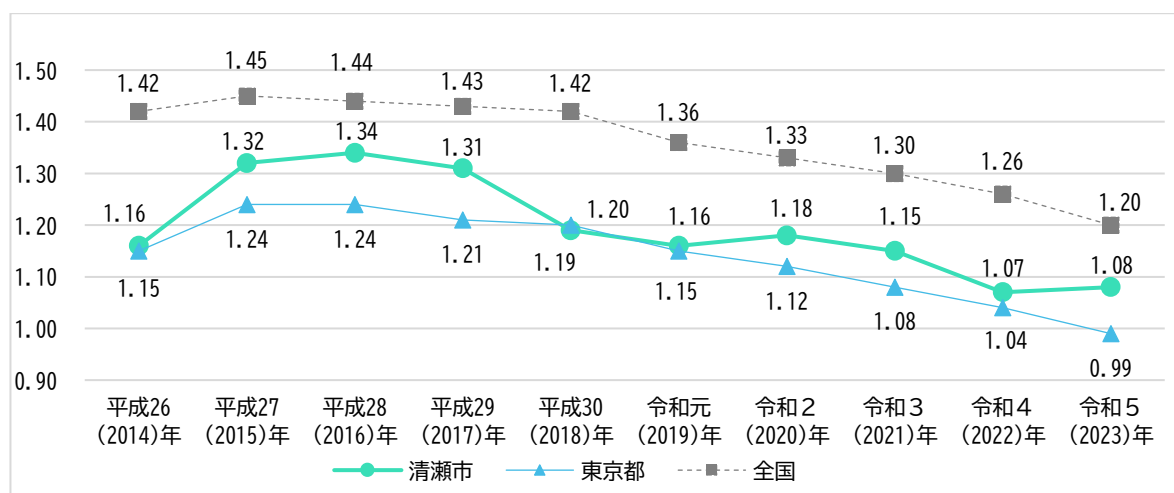
本市の出生数は、平成27(2015)年では531人となっていました。その後、令和4(2022)年まで減少傾向が続き、令和5(2023)年では約120人減少し、407人となっています。出生率(人口千人対)についても、平成27(2015)年以降、令和4(2022)年まで減少傾向が続いています。



出典：東京都保健医療局 人口動態統計

(5) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率※は、平成28(2016)年まで増加傾向が続いていましたが、その後、令和4(2022)年まで減少傾向が続いています。なお、東京都全体の合計特殊出生率に対し、平成30(2018)年のみ下回りましたが、他の年では継続して上回っています。

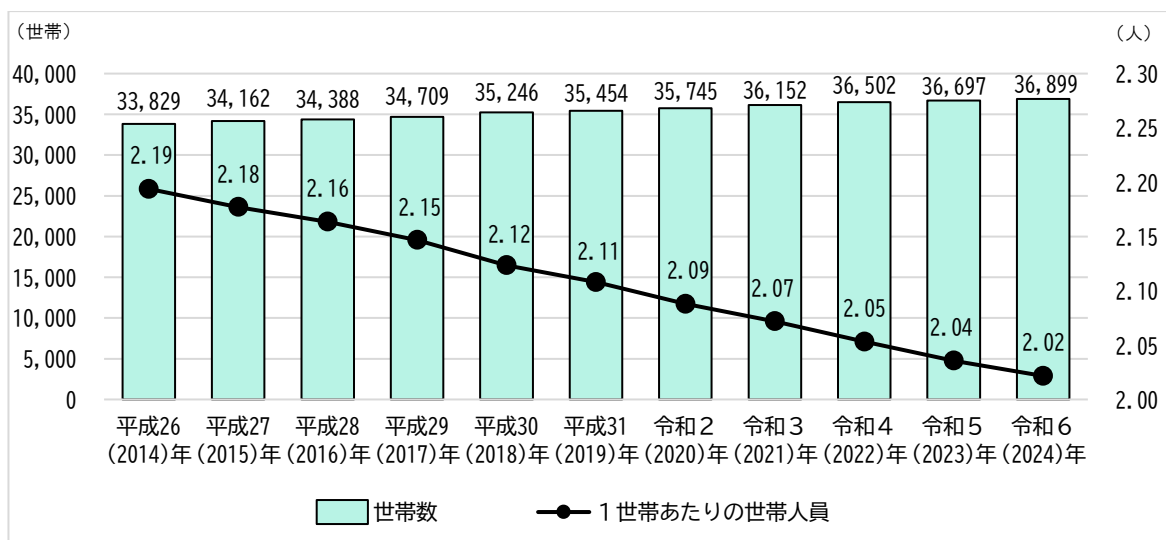


出典：東京都保健医療局 人口動態統計

※ 合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

(6) 世帯数の推移

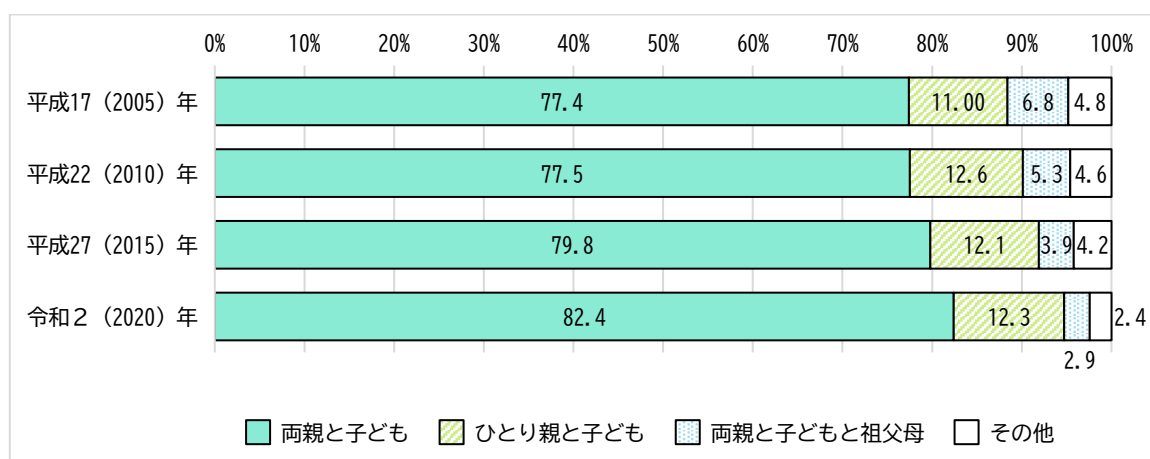
本市の世帯数は、令和6（2024）年まで増加傾向が続いており、令和6（2024）年には約36,900世帯となっています。一方で、1世帯当たりの世帯人員については減少傾向が続いており、令和6（2024）年には2.02となっています。



出典：住民基本台帳に基づく人口データ（各年1月1日時点）

(7) 18歳未満の子どものいる世帯類型の推移

本市の18歳未満の子どものいる世帯のうち、「両親と子ども」と「ひとり親と子ども」を合わせた核家族世帯の割合は増加傾向となっており、全体の94.7%を占めています。

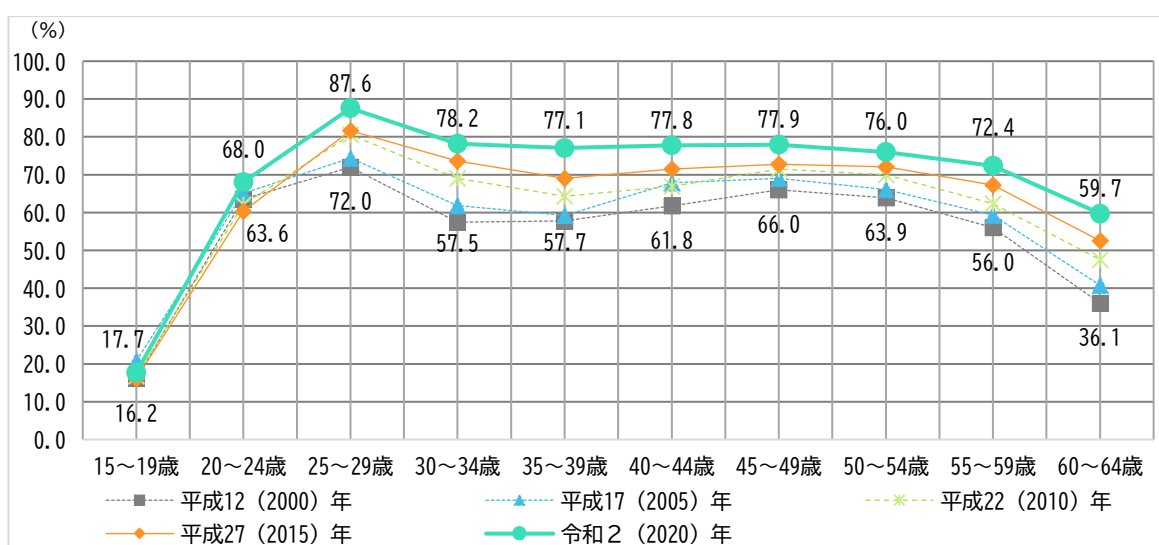


出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(8) 女性の年齢階級別労働力率の推移

本市の女性の年齢階級別労働力率（15歳以上65歳未満の生産年齢人口のうち年齢階級別人口に対する労働力人口の割合）は、25歳以上の年齢について増加傾向が続いており、25～29歳では平成12（2000）年より約15%増加し、令和2（2020）年では87.6%となっています。

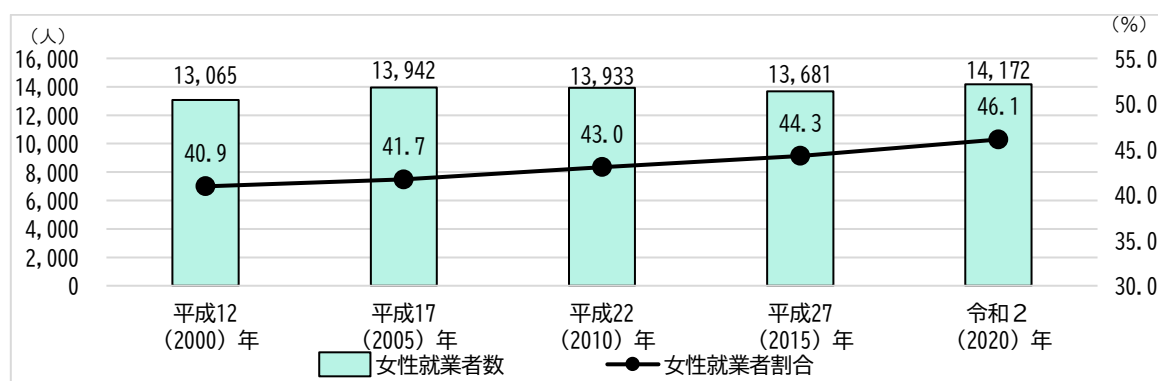
また、30代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する「M字型曲線」については、平成12（2000）年と比較するとほぼその形が無くなっており、令和2（2020）年では30代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れことが少なくなるとともに、その後も50歳代まで労働力率が同水準となっています。



出典：国勢調査（各年 10月1日現在）

(9) 女性の就労状況

本市の女性就業者数は平成12（2000）年より約1,000人増加し、令和2（2020）年では14,172人となっています。また、就業者全体に占める女性就業者の割合も増加しており、令和2（2020）年では、46.1%となっています。



※ 女性就業者割合＝女性就業者数／総就業者数

出典：国勢調査（各年 10月1日現在）

2. 市民意識調査結果

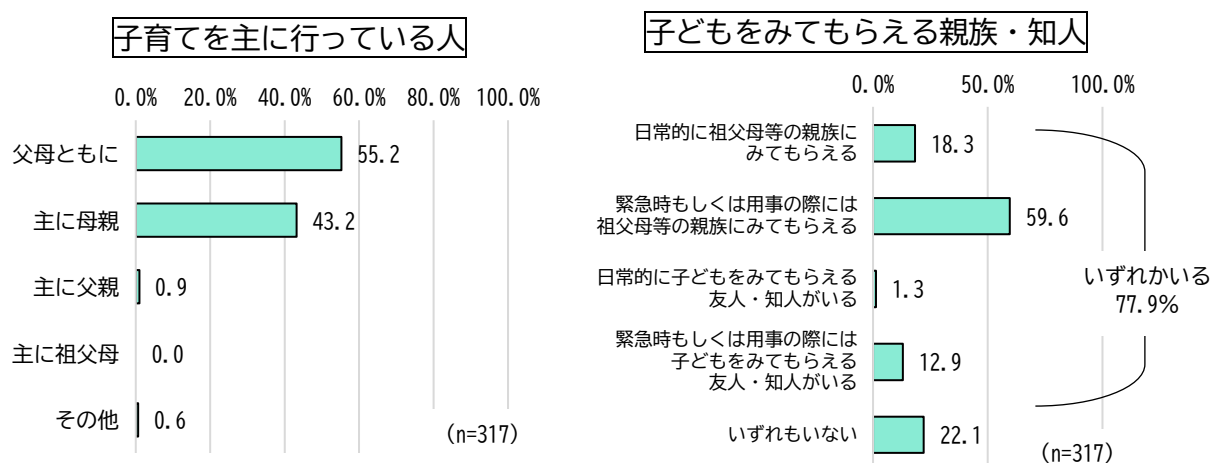
本計画の策定に当たり、市における子ども・子育て支援に関するニーズを十分に踏まえた事業計画にするため、幼児期の学校教育、保育、学童クラブ、子育て支援事業等の「利用状況」や「利用希望」を把握することを目的とした市民意識調査を実施しました。

調査名	就学前児童調査	小学生児童調査
調査地域	清瀬市全域	清瀬市全域
調査対象	就学前児童(0歳～5歳)の保護者 (令和5年4月1日現在)	小学生児童(小学校1年生～6年生)の保護者 (令和5年4月1日現在)
標本数	800人	800人
標本抽出	住民基本台帳からの無作為抽出	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送配布、webアンケート	郵送配布、webアンケート
調査時期	令和6年2月29日(木)～3月15日(金)	令和6年2月29日(木)～3月15日(金)
回収数	317件	279件
回収率	39.6%	34.9%

(1) 就学前児童調査

① 子育ての状況

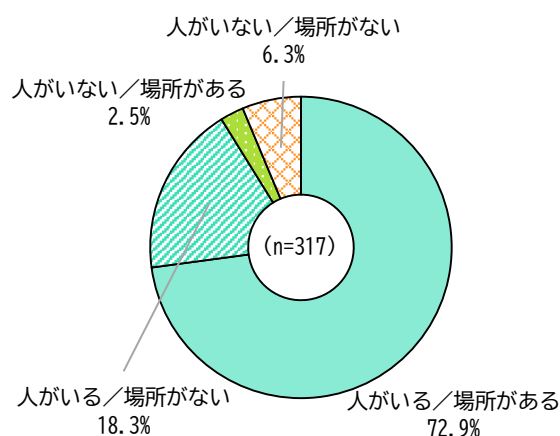
子どもの子育てを主に行っている人として「父母ともに」が55.2%と5割を超えていますが、「主に母親」も43.2%と4割を超えています。また、子どもをみてもらえる親族や知人がいずれかはいる人が77.9%となる一方、「いずれもない」人が22.1%となっています。



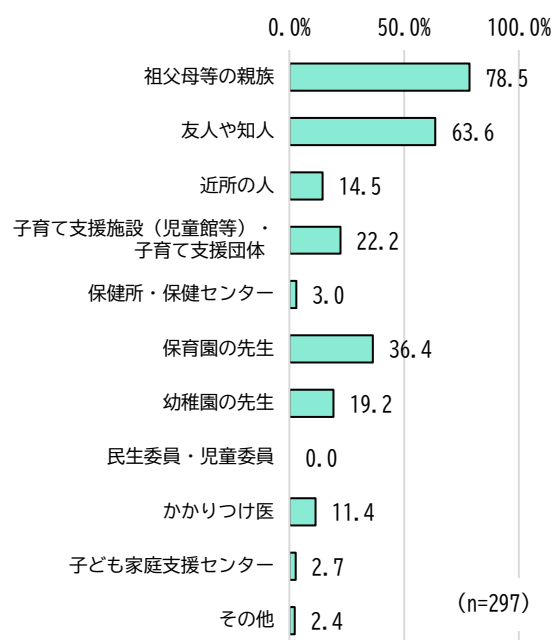
② 子育てについての相談

子育てについて相談できる人がいる、あるいは2号認定（3歳～5歳：幼児教育以外）は場所がある人が93.7%となる一方、相談できる人もいないし場所もない人は6.3%となっています。また、気軽に相談できる先としては「祖父母等の親族」が78.5%と最も多く、次いで「友人や知人」が63.6%となっています。

子育てについて相談できる人・場所の有無



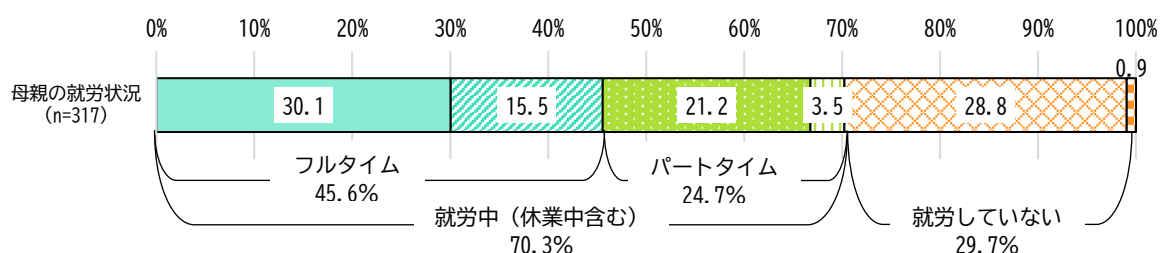
気軽に相談できる先



③ 母親の就労状況

母親の就労状況について、就労中（休業中を含む）の人は70.3%と約7割の人が就労中となっています。

母親の就労状況

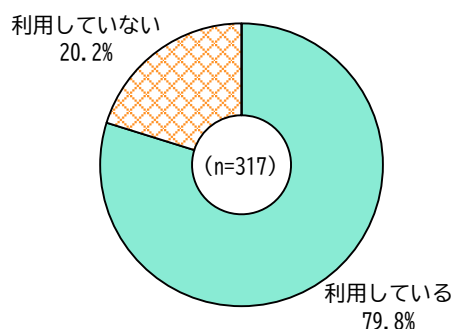


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

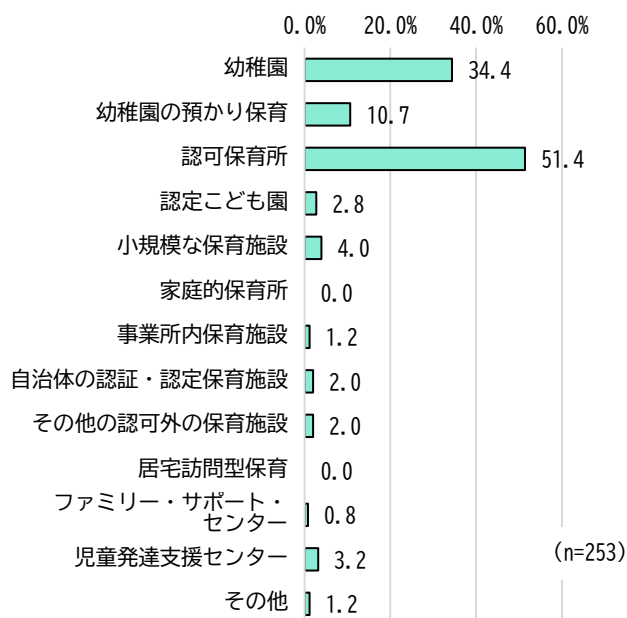
④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業を79.8%と約8割が利用しています。また、事業を利用している人のうち幼稚園を利用している人は34.4%、認可保育所を利用している人は51.4%となっています。

定期的な教育・保育事業の利用有無



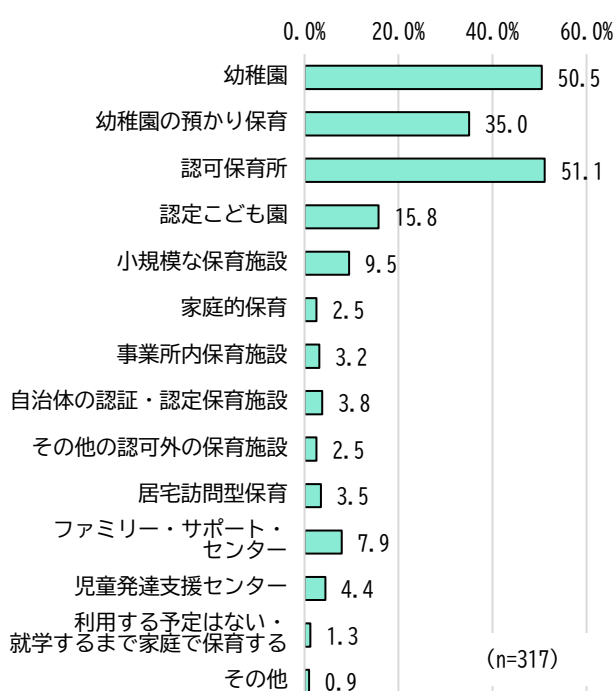
定期的な教育・保育事業の利用状況



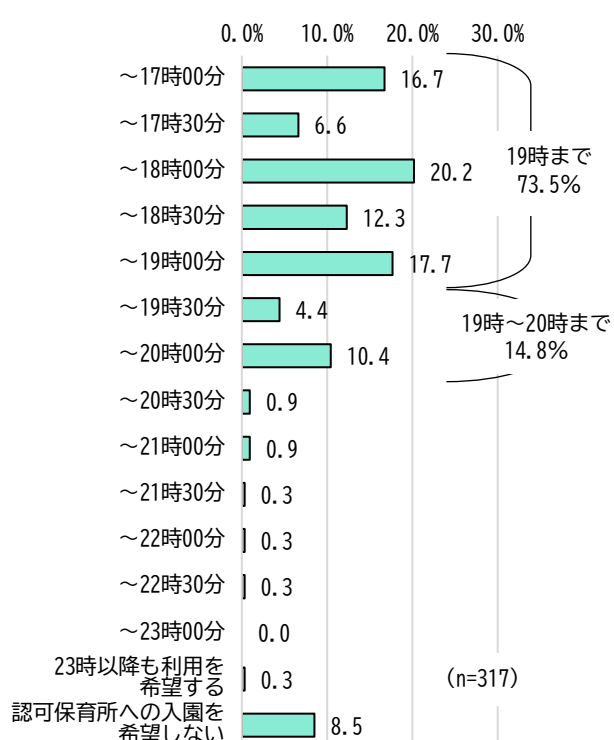
⑤ 定期的にご利用したい事業

定期的にご利用したい事業として幼稚園が50.5%、認可保育所が51.1%とそれぞれ5割を超えています。また、認可保育所の夕方以降の利用希望について、19時以降も続けて20時まで利用を希望する人は14.8%となっています。

定期的にご利用したい事業



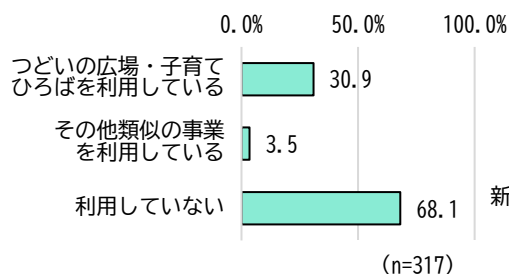
認可保育所にて利用を希望する時間帯



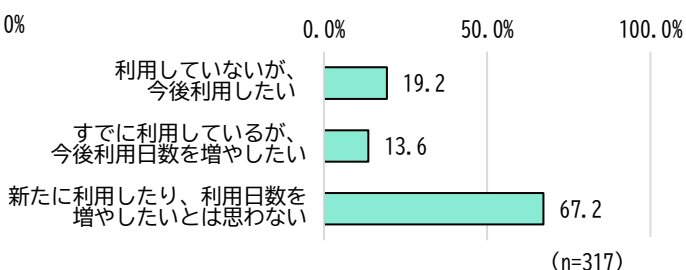
⑥ つどいの広場・子育てひろばの利用状況

「つどいの広場・子育てひろばを利用している」人は30.9%と約3割となっており、「利用していないが今後利用したい」と利用を希望する人は19.2%と約2割となっています。

つどいの広場・子育てひろばの利用有無



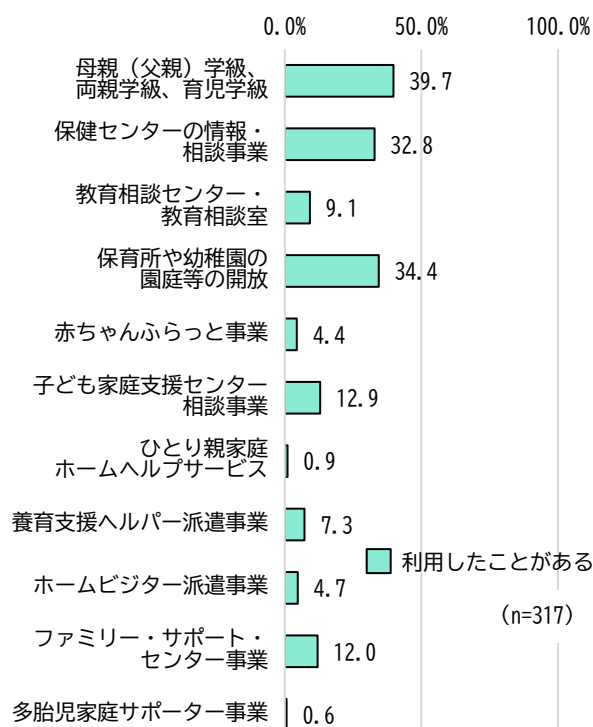
つどいの広場・子育てひろばの利用意向



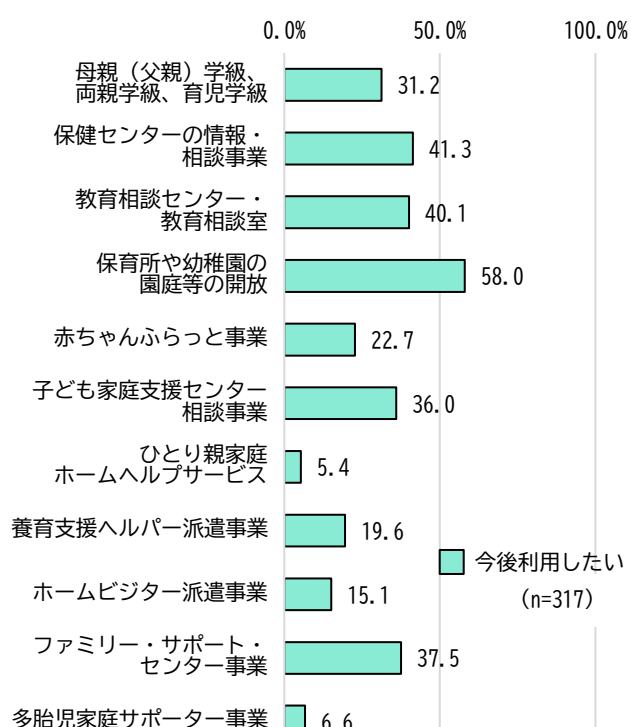
⑦ 地域子育て支援事業の利用状況

「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」を利用したことがある人は39.7%と約4割となっています。また、今後利用を希望する事業については、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が最も多く58.0%、次いで「保健センターの情報・相談事業」が41.3%となっています。

地域子育て支援事業の利用有無



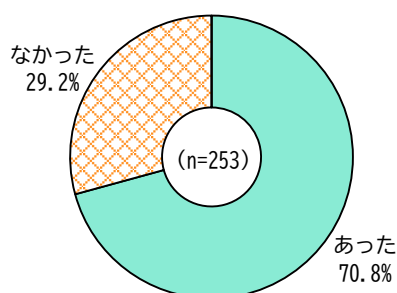
地域子育て支援事業の利用意向



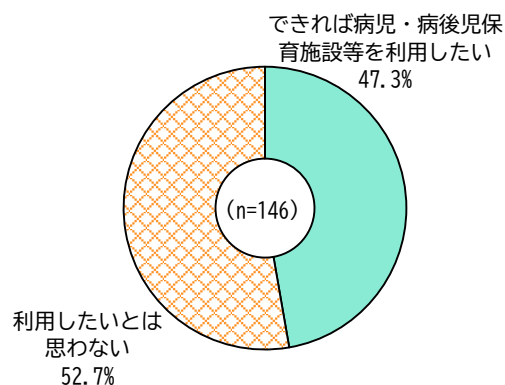
⑧ 病気の際の対応

この1年間に、病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがある人は70.8%と約7割となっており、また、その際に「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は47.3%となっています。

この1年間に、病気やケガで通常の事業が
利用できなかったことがあるか



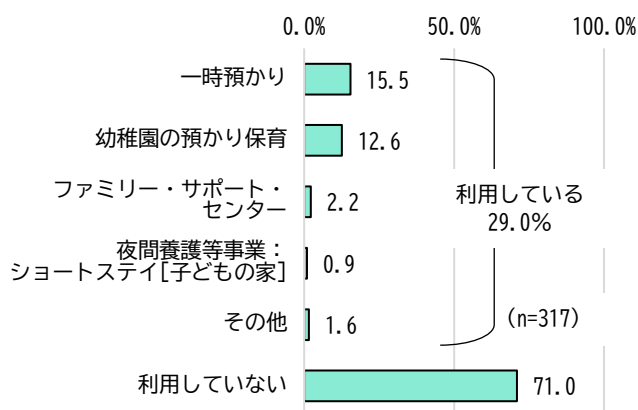
その際、できれば病児・病後児のための
保育施設等を利用したいと思ったか



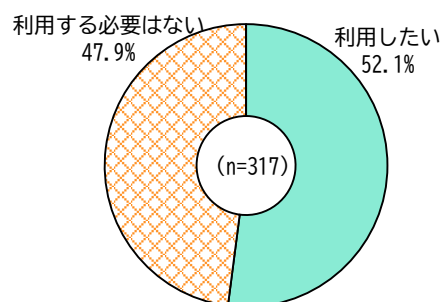
⑨ 一時預かり等の利用状況

一時預かり等を利用している人は29.0%と約3割となる一方、一時預かり等を「利用したい」人は52.1%と5割を超えています。

一時預かり等の利用有無

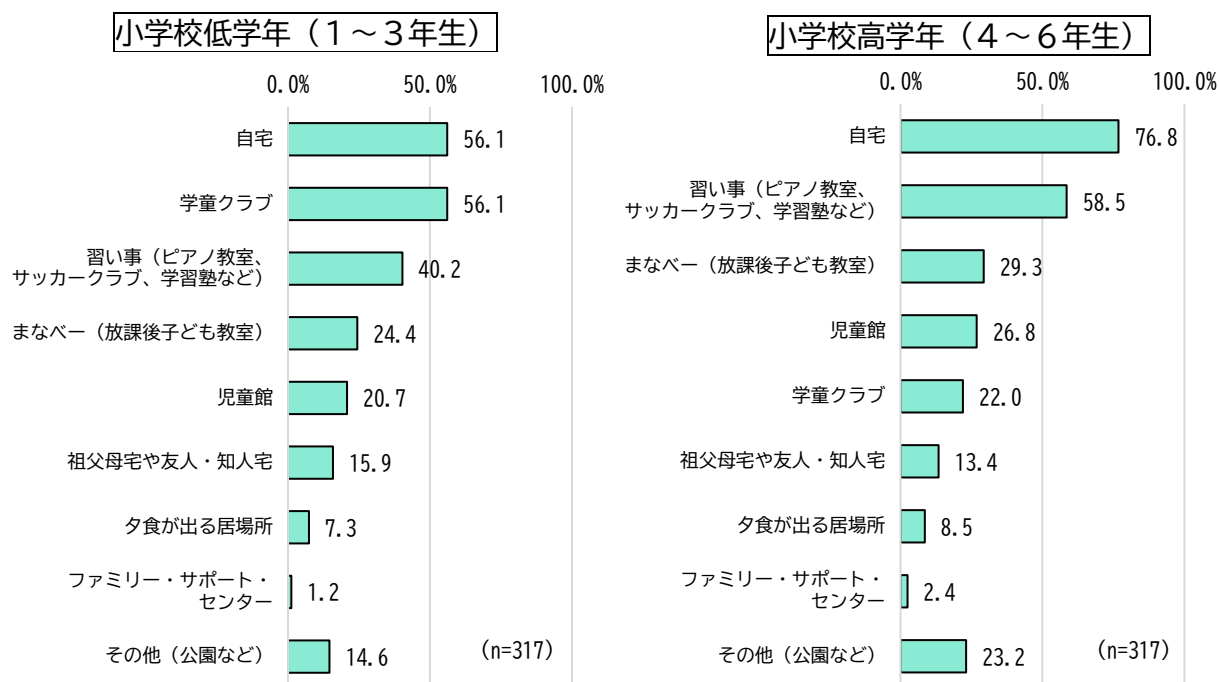


一時預かり等の利用意向



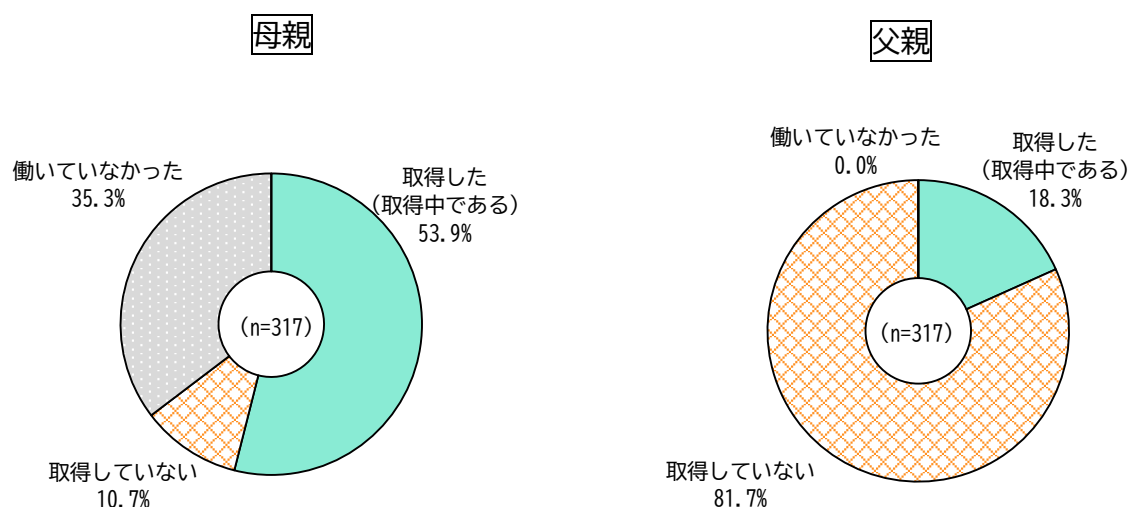
⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後、放課後をどのような場所で過ごしてほしいかについて、低学年の間は「自宅」や「学童クラブ」で過ごさせたいと思っている人がともに56.1%と最も多くなっており、高学年になった時には「自宅」で過ごさせたいと思っている人が低学年から増え76.8%、「習い事」が58.5%となっています。



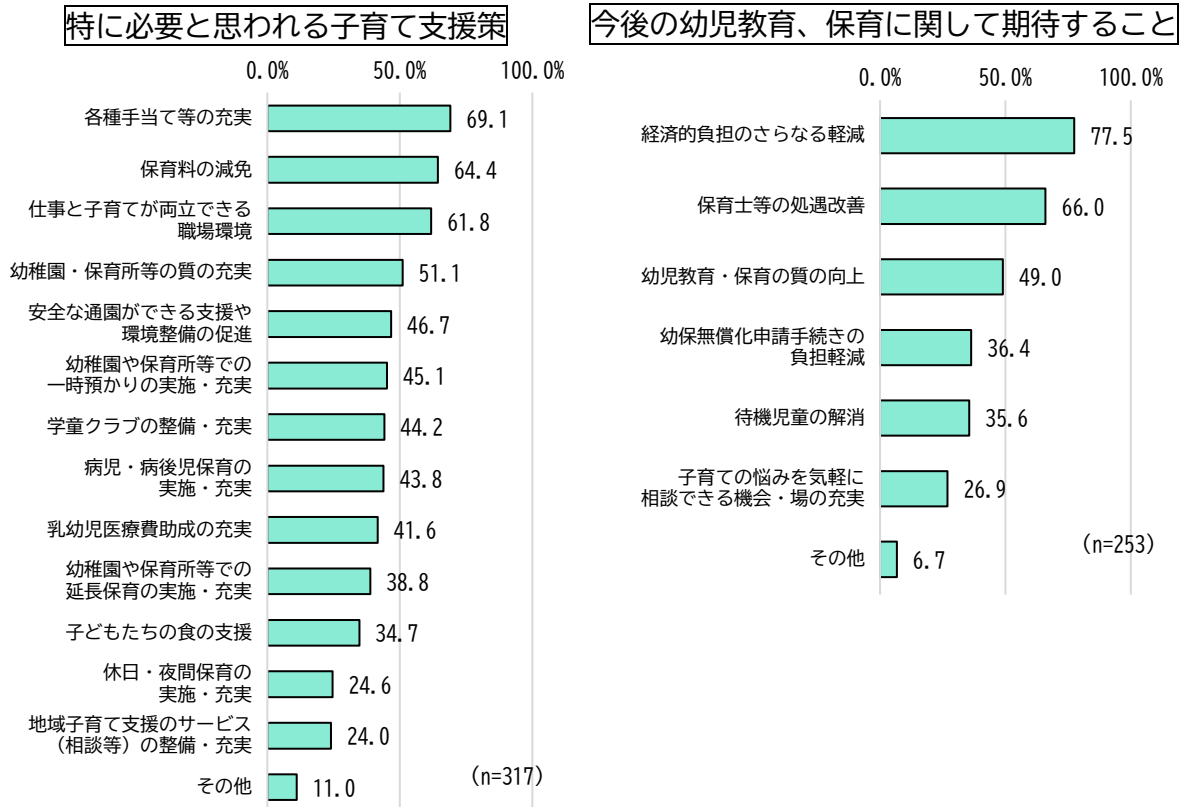
⑪ 育児休業取得状況

育児休業を取得した、あるいは取得中である人は、母親が53.9%となる一方、父親は18.3%にとどまっています。



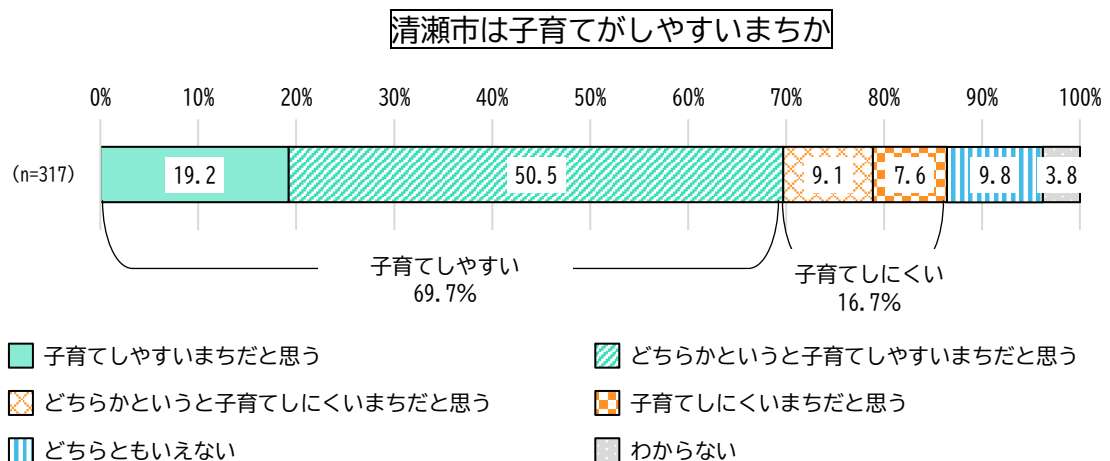
⑫ 子育て支援策

必要であると思う子育て支援策として、「各種手当等の充実」「保育料の減免」といった経済的負担の軽減が求められるとともに、「仕事と子育てが両立できる職場環境」を求める人が6割を超えています。また、今後幼児教育や保育に関して「経済的負担の更なる軽減」が77.5%の人に期待されるとともに、「保育士等の処遇改善」についても66.0%の人に期待されています。



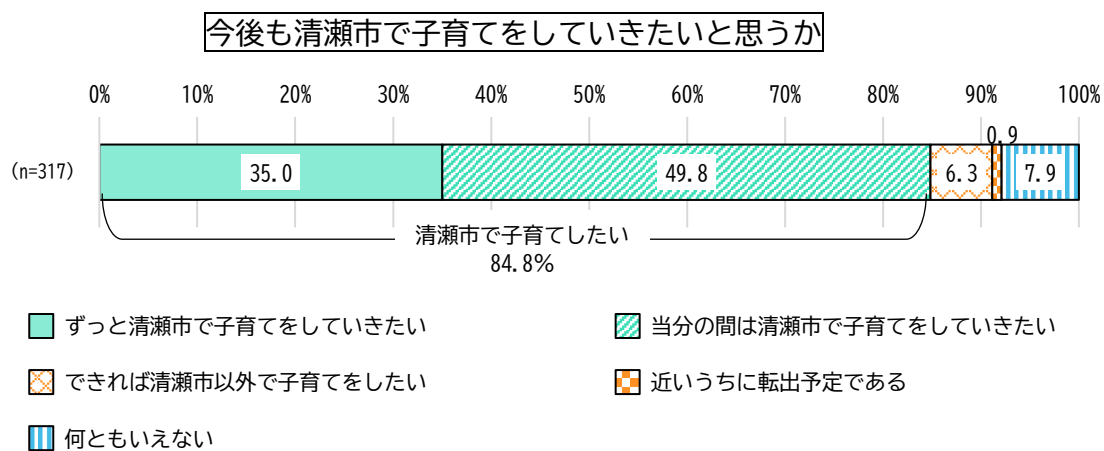
⑬ 清瀬市での子育て

清瀬市は「子育てがしやすいまちだと思う」あるいは「どちらかといえば子育てがしやすいまちだと思う」と、清瀬市は子育てがしやすいまちだと感じている人は69.7%と約7割となっています。



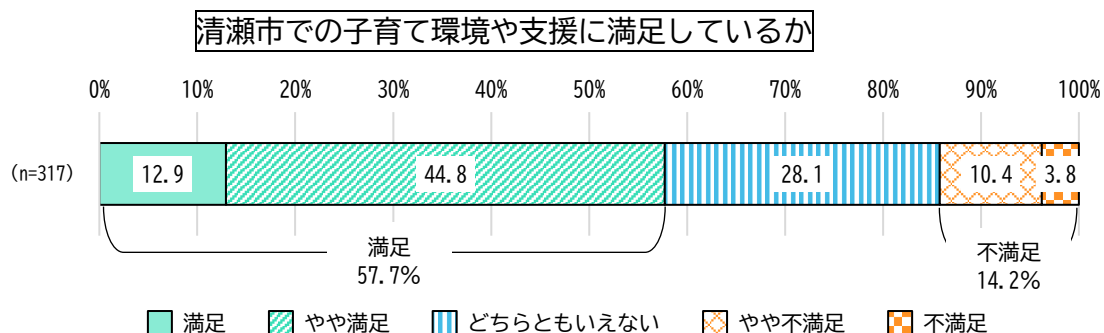
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

「ずっと清瀬市で子育てをしていきたい」あるいは「当分の間は清瀬市で子育てをしていきたい」と、今後も清瀬市で子育てをしていきたいと思う人は84.8%となっています。



⑭ 清瀬市の子育て環境や支援に対する満足度

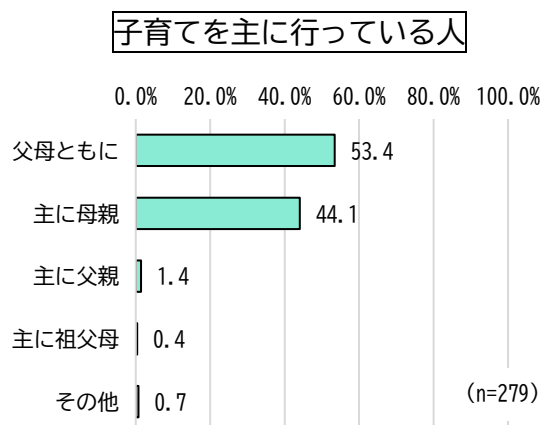
清瀬市の子育て環境や支援に対する満足度として、「満足」が12.9%、「やや満足」が44.8%となり、満足の意向を示している人は57.7%となっています。



(2) 小学生児童調査

① 子育ての状況

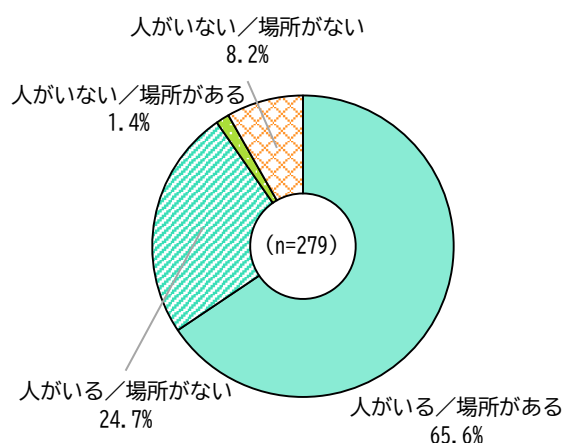
子どもの子育てを主に行っている人として「父母ともに」が53.4%と5割を超えています。また、「主に母親」も44.1%と4割を超えています。



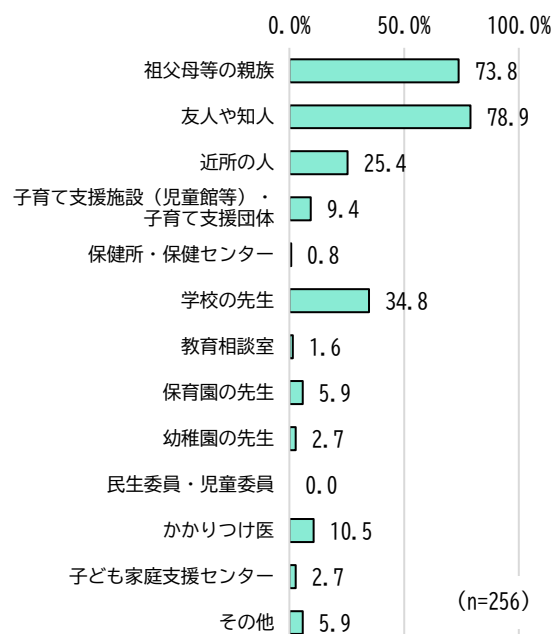
② 子育てについての相談

子育てについて相談できる人がいる、あるいは場所がある人が91.7%となる一方、相談できる人もいないし場所もない人は8.2%となっています。また、気軽に相談できる先としては「友人や知人」が78.9%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が73.8%となっています。

子育てについて相談できる人・場所の有無

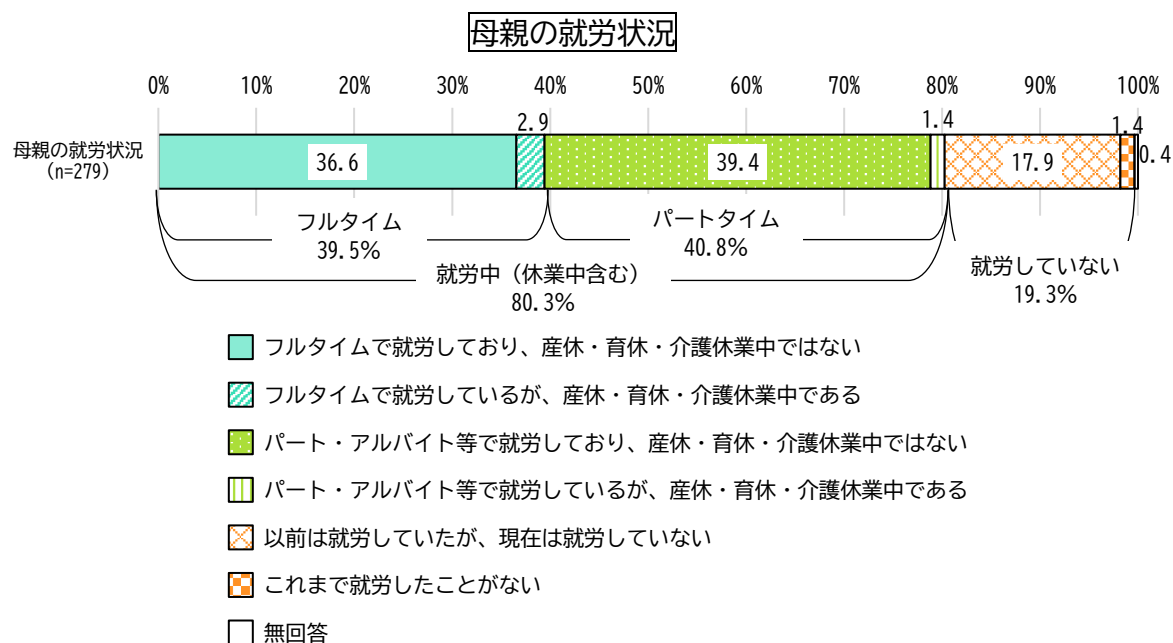


気軽に相談できる先



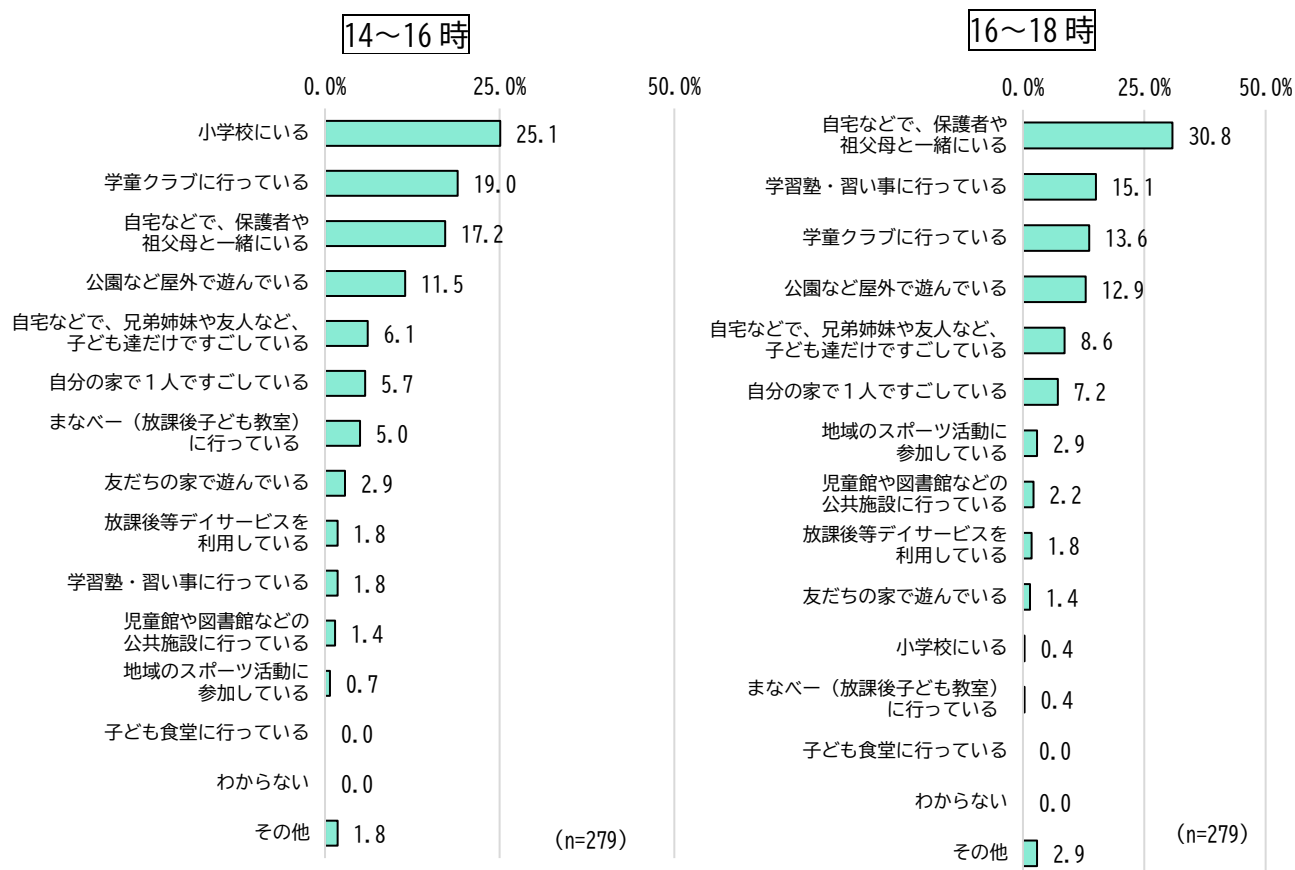
③ 母親の就労状況

母親の就労状況について、就業中（休業中を含む）の人は80.3%と約8割の人が就業中となっています。



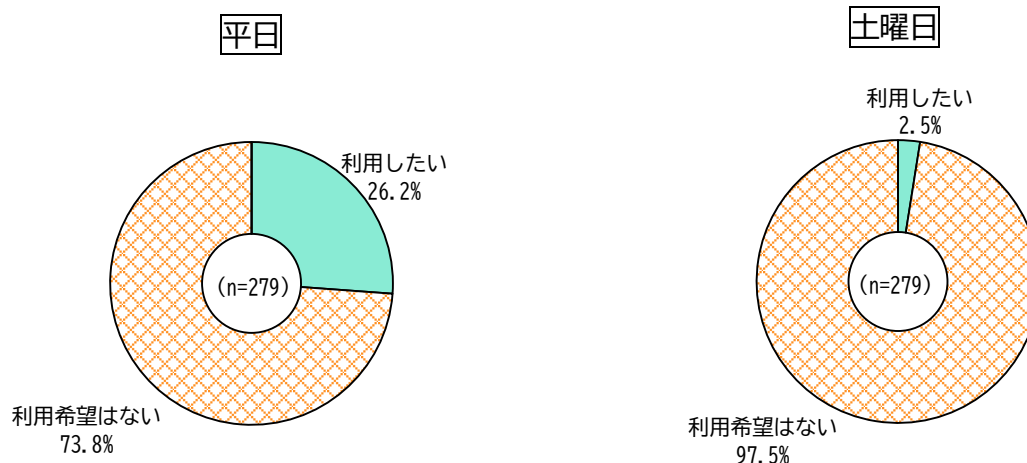
④ 放課後の過ごし方

放課後に過ごしている場所として、14～16時では「小学校」に次いで「学童クラブ」が19.0%と多くなっており、16～18時では「自宅」が30.8%「学習塾・習い事」が15.1%となっています。



⑤ 学童クラブの利用希望

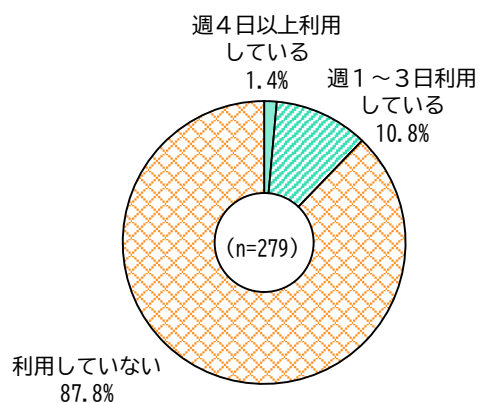
学童クラブを「平日」に利用を希望する人は26.2%となっており、「土曜日」に利用を希望する人は2.5%となっています。



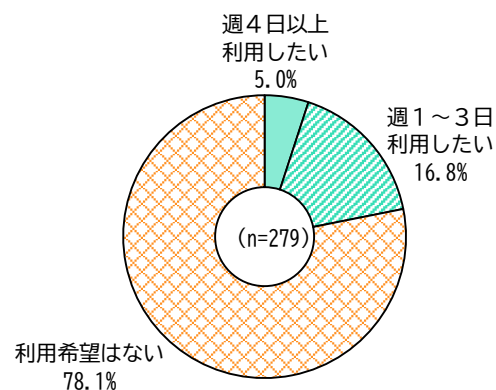
⑥ まなべー（放課後子ども教室）の利用状況

まなべー（放課後子ども教室）を「週4日以上利用している」人は1.4%、「週1～3日利用している」人は10.8%と、週1回以上利用している人は12.2%となっており、今後「週4日以上利用したい」人は5.0%、「週1～3日利用したい」人は16.8%と、週1回以上利用を希望している人は21.8%となっています。

まなべー（放課後子ども教室）の利用有無



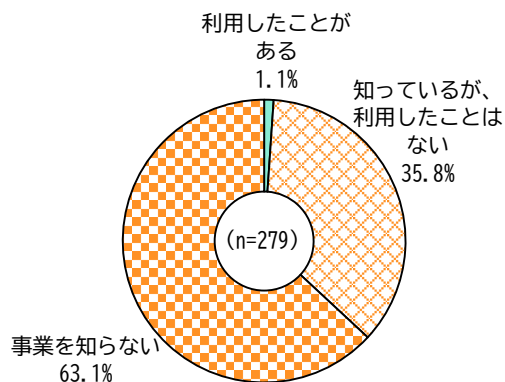
まなべー（放課後子ども教室）の利用希望



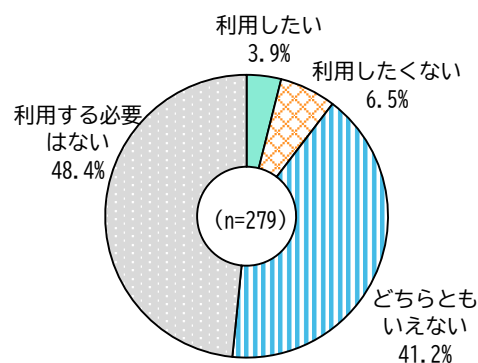
⑦ ショートステイ事業の利用状況

ショートステイ事業を「利用したことがある」人は1.1%となっており、「事業を知らない」人は63.1%となっています。また、今後ショートステイ事業の利用を希望する人は3.9%となっています。

ショートステイ事業の利用有無



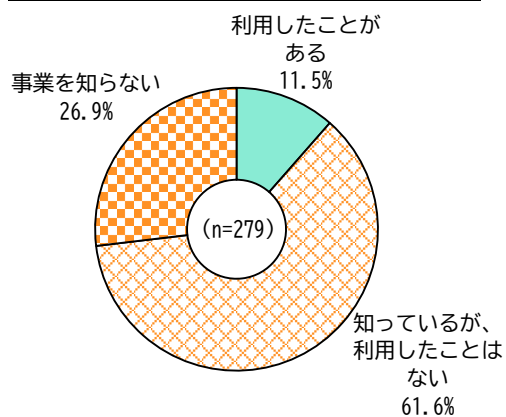
ショートステイ事業の利用希望



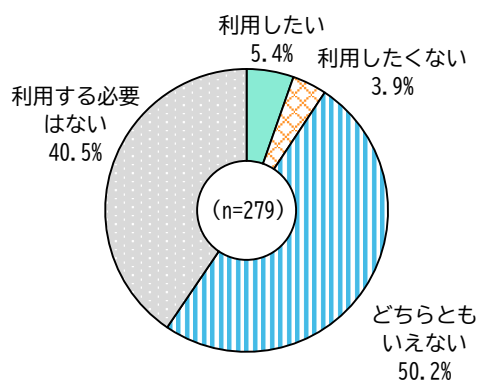
⑧ ファミリーサポート事業の利用状況

ファミリーサポート事業を「利用したことがある」人は11.5%となっており、「事業を知らない」人は26.9%となっています。また、今後ファミリーサポート事業の利用を希望する人は5.4%となっています。

ファミリーサポート事業の利用有無

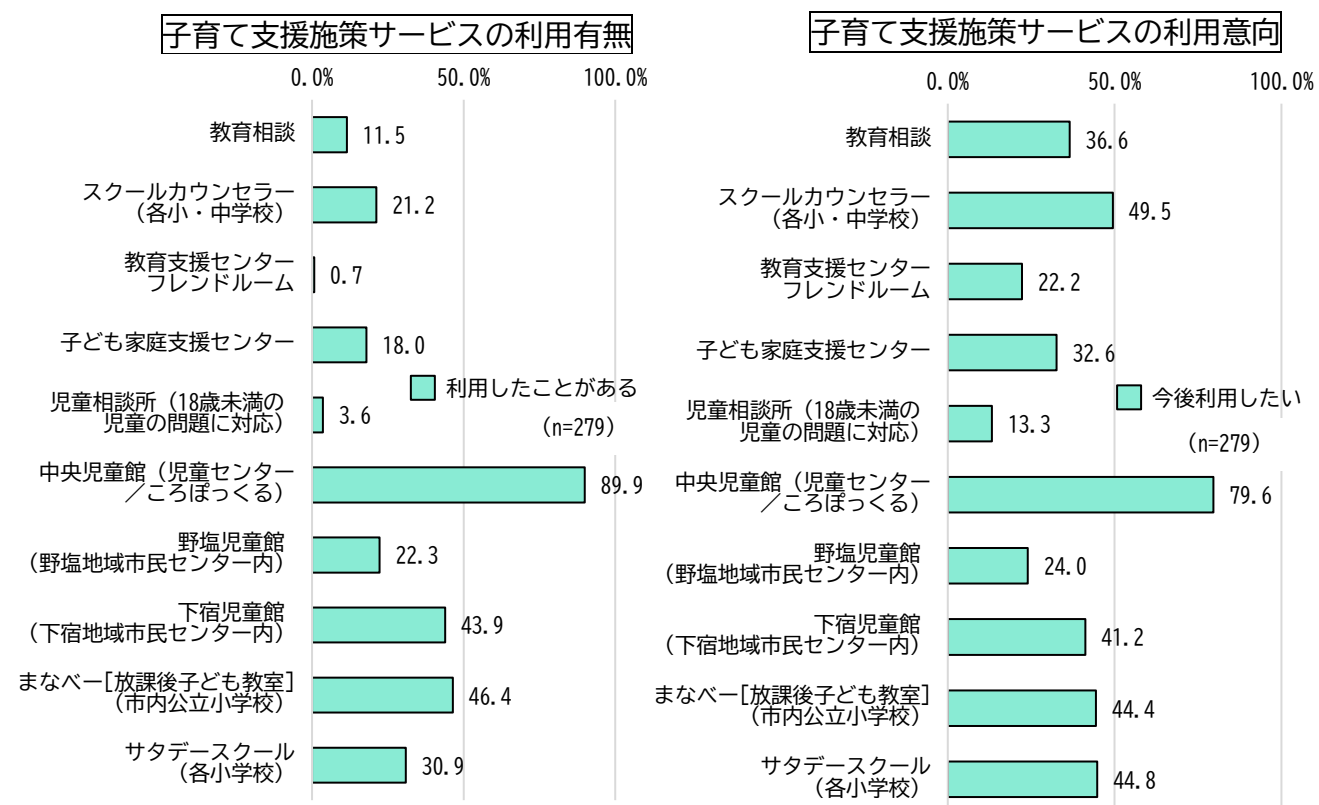


ファミリーサポート事業の利用希望



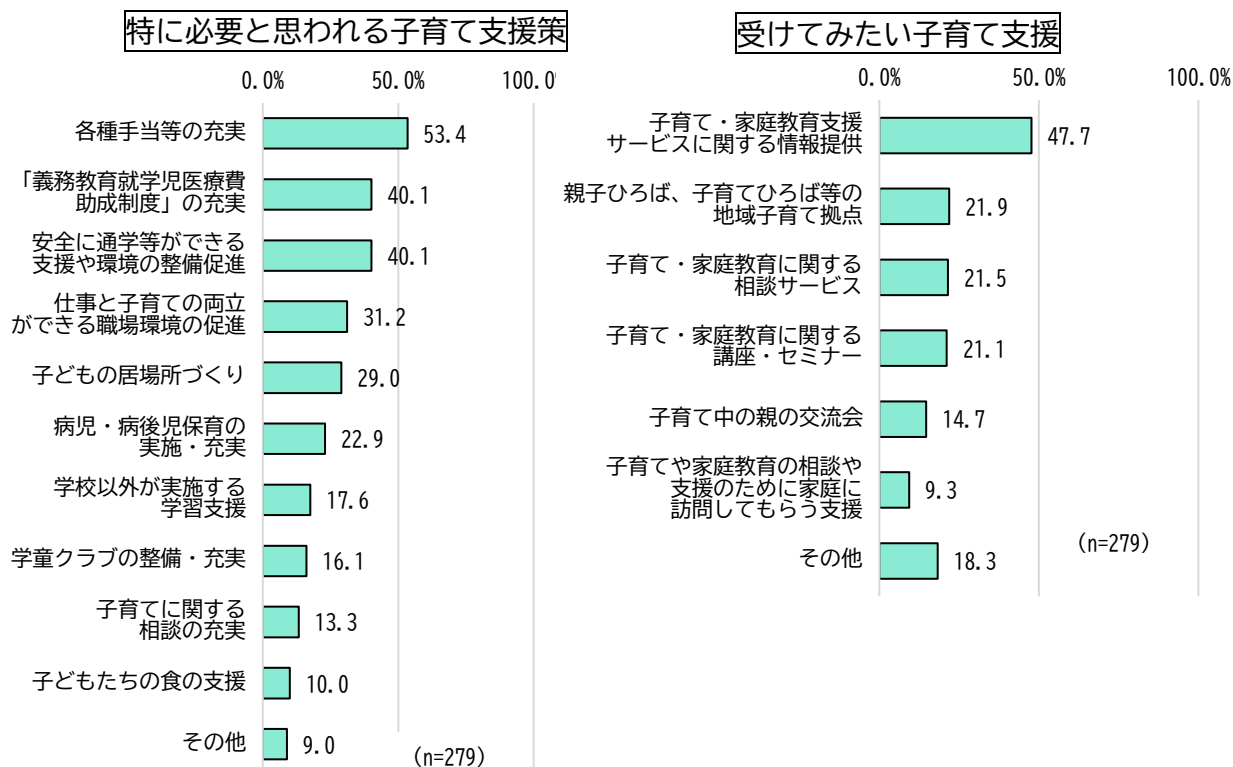
⑨ 子育て支援施策サービスの利用状況

「中央児童館（児童センター／ころぼっくる）」を利用したことがある人は89.9%と約9割となっています。また、今後利用したい子育て支援施策サービスとして「中央児童館（児童センター／ころぼっくる）」に次いで「スクールカウンセラー（各小・中学校）」が49.5%、「サタデースクール（各小学校）」が44.8%となっています。



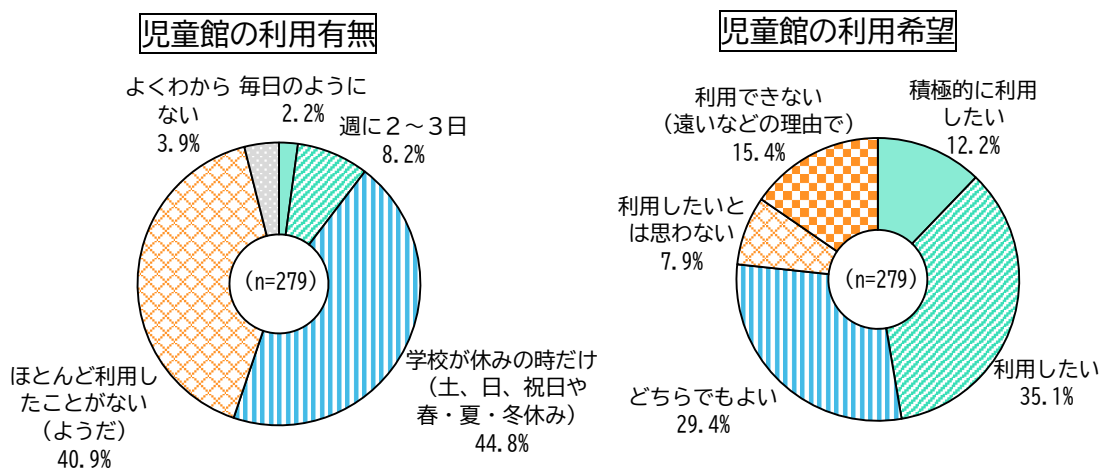
⑩ 子育て支援策

必要であると思う子育て支援策として、「各種手当等の充実」「義務教育就学児医療費助成制度」の充実といった経済的負担の軽減が求められるとともに、「安全に通学等ができる支援や環境の整備促進」を求める人が4割を超えています。また、受けてみたい子育て支援として「子育て・家庭教育支援サービスに関する情報提供」が47.7%と約5割となっています。



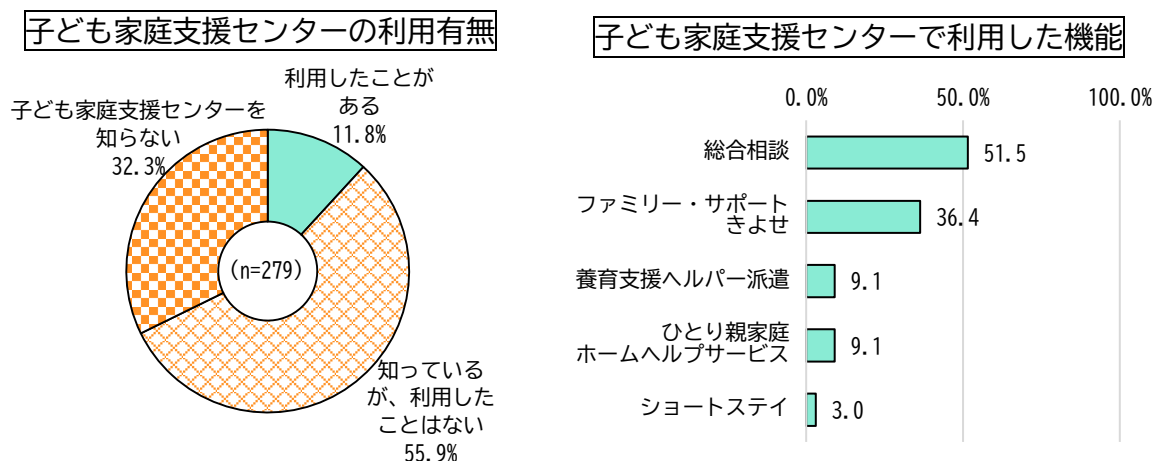
⑪ 児童館の利用状況

児童館を「毎日のように」利用している人は2.2%、「週に2～3日」利用している人は8.2%と、週に2日以上利用している人は10.4%となっており、今後「積極的に利用したい」人は12.2%、「利用したい」人は35.1%と、利用を希望する人は47.3%となっています。



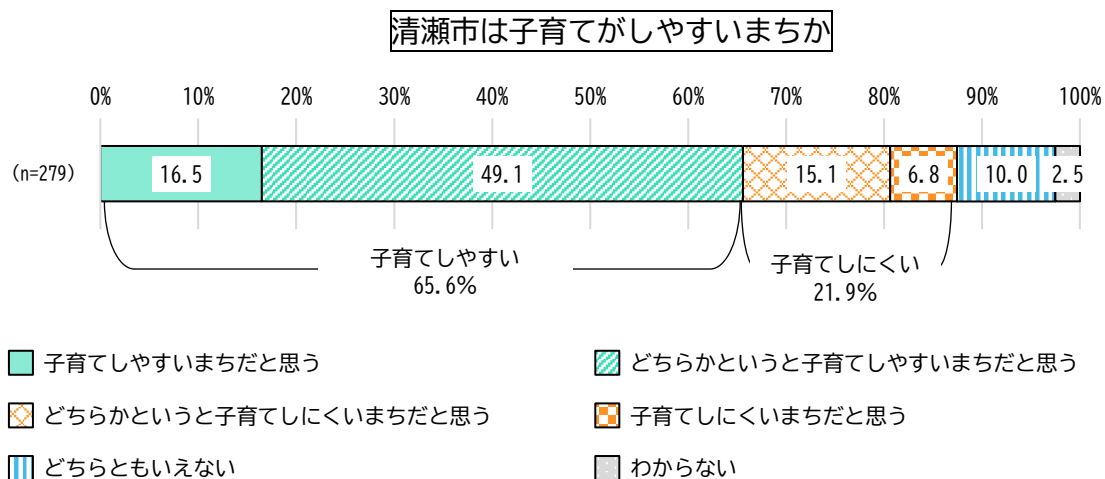
⑫ 子ども家庭支援センターの利用状況

子ども家庭支援センターを「利用したことがある」人は11.8%と約1割となっています。また、また、その際に利用した機能については「総合相談」が51.5%と最も多くなっています。



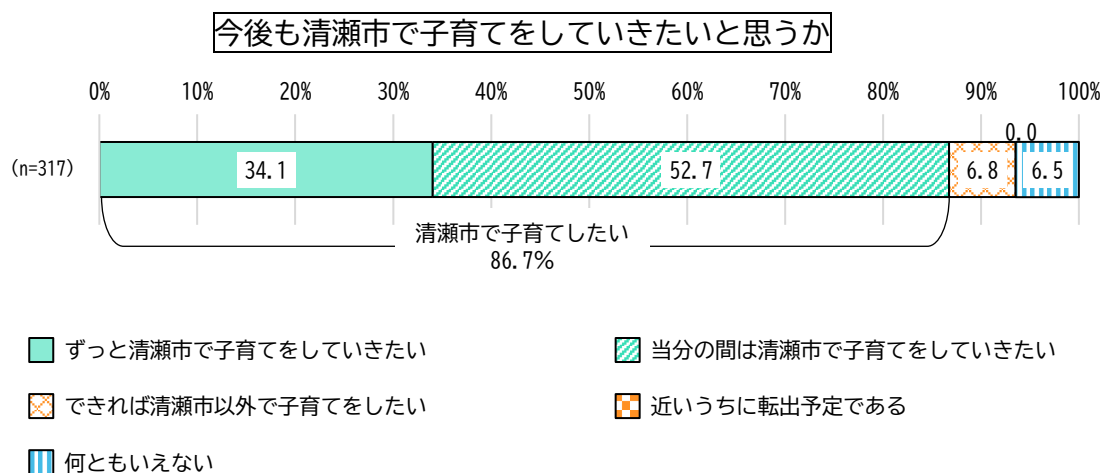
⑬ 清瀬市での子育て

清瀬市は「子育てがしやすいまちだと思う」あるいは「どちらかといえば子育てがしやすいまちだと思う」と、子育てがしやすいまちだと感じている人は65.6%となっています。



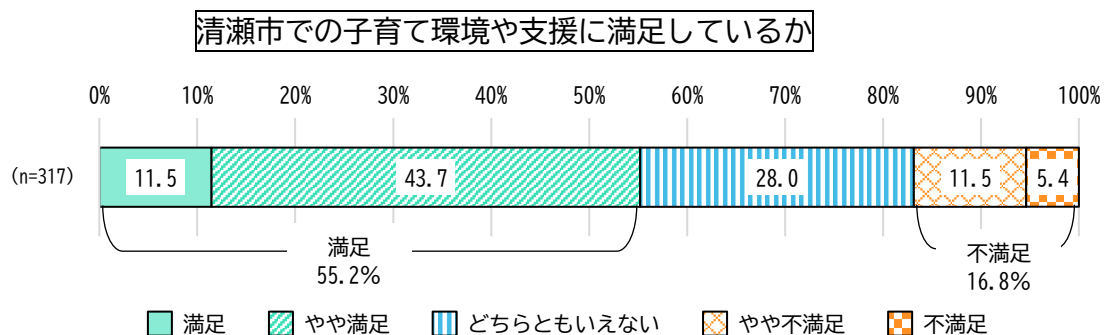
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

「ずっと清瀬市で子育てをしていきたい」あるいは「当分の間は清瀬市で子育てをしていきたい」と、今後も清瀬市で子育てをしていきたいと思う人は86.8%となっています。



⑭ 清瀬市の子育て環境や支援への満足度

清瀬市の子育て環境や支援に対する満足度として、「満足」が11.5%、「やや満足」が43.7%となり、満足の意向を示している人は55.2%となっています。



第3章 子ども・子育て支援事業計画

1. 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けており、この「教育・保育提供区域」に基づき、本計画における施設・事業の「量の見込み」及び「確保方策」を決定するとともに、地域型保育事業の認可の際に需給調整を判断します。

【子ども・子育て支援法に基づく区域設定に当たっての視点】

- ・ 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと
- ・ 現在の教育・保育需要に対して、できる限り柔軟に対応できること
- ・ 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること
- ・ 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できること
- ・ 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと

清瀬市子ども・子育て支援総合計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）では、教育・保育に係る施設整備や各事業の提供に当たり、市全体で柔軟に対応するため、市全域で一つの区域として設定しました。

教育・保育提供区域を一つに設定することにより、地区の境界付近に居住する方や勤務地等の都合、教育・保育内容の特性を踏まえた選択で、居住地区以外の施設・事業を希望するニーズに柔軟に対応できるとともに、事業等の認可申請に対して、他の地区との需給調整をすることなく認可することができます。

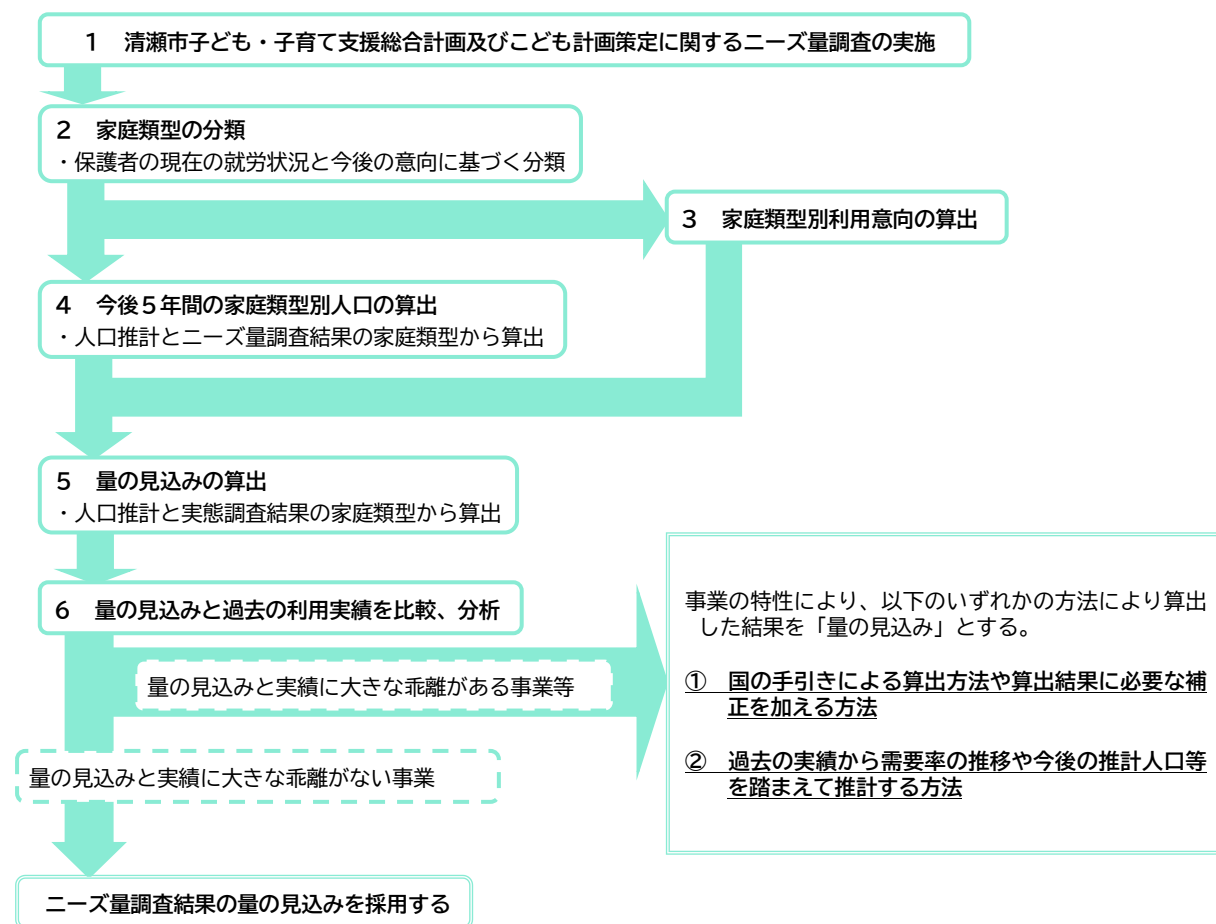
本計画においても、教育・保育に係る施設整備や各事業の提供に当たり、市全体で柔軟に対応するため、引き続き市全域を一つの区域として設定します。

2. 量の見込みと確保方策について

本計画では、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の施策内容について、計画期間における各年度の「量の見込み」を算出し、それに対する「確保方策」を示します。

「量の見込み」については、子ども・子育て支援法の基本指針において、現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

本計画では、令和5（2023）年度に実施した「清瀬市子ども・子育て支援総合計画及びこども計画策定に関するニーズ量調査」をもとに以下の手順で推計を行いましたが、現在の教育・保育施設、地域子育て支援事業等の利用状況と比較し乖離が大きい事業については、各施設・事業ごとに過去の実績から需要率の推移や今後の推計人口等を踏まえ、量の見込みを算出します。



3. 清瀬市の児童数の推移と推計

令和2（2020）年度～令和6（2024年度）における児童数の推移について、未就学児、就学児ともに緩やかに減少しており、計画期間（令和7（2025）年度～令和11（2029年度））においても引き続き緩やかに減少が進むと推計されています。

「量の見込み」は、この将来児童数を基礎的数値として算出しています。

実績（各年度4月1日現在の住民基本台帳人口）

（単位：人）

年齢	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳	452	459	433	429	424
1歳	478	500	487	461	464
2歳	537	506	528	499	472
3歳	586	562	515	534	510
4歳	588	589	567	524	539
5歳	562	597	598	577	524
小計 未就学児	3,203	3,213	3,128	3,024	2,933
6歳	629	567	609	602	587
7歳	589	631	566	615	607
8歳	610	584	643	570	615
9歳	634	615	588	639	578
10歳	654	641	616	589	640
11歳	655	657	639	610	589
小計 就学児	3,771	3,695	3,661	3,625	3,616
合計	6,974	6,908	6,789	6,649	6,549

「量の見込み」に用いる将来児童数（推計）

（単位：人）

年齢	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
0歳	412	409	407	407	408
1歳	438	434	431	429	430
2歳	453	449	445	442	440
3歳	469	464	459	456	452
4歳	494	485	479	474	471
5歳	519	507	498	492	487
小計 未就学児	2,786	2,748	2,719	2,700	2,687
6歳	543	531	519	509	503
7歳	567	554	541	529	519
8歳	586	570	557	544	532
9歳	611	594	578	565	552
10歳	615	619	602	586	572
11歳	709	618	622	605	589
小計 就学児	3,632	3,487	3,420	3,338	3,267
合計	6,418	6,234	6,139	6,038	5,954

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

小学校入学前の子どもを対象に、以下の施設において教育・保育を実施しています。これらの事業について、教育・保育提供区域（清瀬市全域を1区域とする）における量の見込み（需要）と確保の内容（供給）、更に不足する場合の確保方策を定めています。

事業名		概要	対象となる子ども
施設	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。園により、教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。	3歳～ 小学校入学前
	保育園	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。	0歳～ 小学校入学前
	認定こども園※	従来の幼稚園・保育園の枠組みを超えて、教育と保育を一体的に行います。	
地域型 保育事業	小規模保育事業	家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（6人～19人）を対象にきめ細かな保育を行います。	0歳～2歳
	事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。	

【保育の必要性の認定区分】

幼稚園、保育園、認定こども園や地域型保育事業の利用においては、保育の必要性の認定区分に応じて、利用できる事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども		保育の必要量	利用できる主な施設・事業
1号認定	3歳～5歳	満3歳以上の小学校入学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定		満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 地域型保育事業
3号認定	0歳～2歳	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども		

※ 子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」の認定区分を示しています。

保育短時間：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

保育標準時間：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）

(1) 幼児教育

事業内容

幼稚園等において、3歳から小学校入学前までの幼児に対し、発達の特性を踏まえ、基本的な生活習慣の定着とともに人と関わる力や思考力、判断力、表現力の芽生え、規範意識の芽生えを育むための教育を行っています。

事業実施状況

① 市内幼稚園一覧（令和6（2024）年5月1日現在）

（単位：人）

		施設名	定員（単位：人）					預かり 保育
			満3歳	3歳	4歳	5歳	計	
私立	認定 こども園	清瀬ひかり幼稚園	12	42	43	43	140	実施
	未移行園	きよせ幼稚園	25	85	105	105	320	実施
		清瀬しらうめ幼稚園	30	80	85	85	280	実施
		清瀬たから幼稚園	15	105	125	105	350	実施
		清瀬富士見幼稚園	20	100	100	100	320	実施
		清瀬ゆりかご幼稚園	50	110	115	125	400	実施
		東星学園幼稚園※	30	50	50	50	180	実施
計		182	572	623	613	1,990		

※ 東星学園幼稚園は令和7（2025）年3月31日をもって閉園

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に対して、令和5（2023）年度に実施したニーズ調査結果に基づき算出しています。

確保方策

市内には7園の私立幼稚園がありますが、令和6（2024）年度末で、東星学園幼稚園（定員180名）が閉園となり、令和7年度より市内の私立幼稚園は6園となります。なお、現状においても十分な提供量を確保しており、令和7年度以降も引き続き確保提供数を維持していきます。

また、保育を必要としながらも、教育（幼稚園）を希望される方については、市内1園の幼稚園型認定こども園のほか、市内私立幼稚園全園で実施している預かり保育により、十分な提供量を確保しています。

（単位：人）

幼児教育		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度		令和7 (2025) 年度		令和8 (2026) 年度		令和9 (2027) 年度		令和10 (2028) 年度		令和11 (2029) 年度	
		1号	2号 (幼児 教育)	1号	2号 (幼児 教育)	1号	2号 (幼児 教育)	1号	2号 (幼児 教育)	1号	2号 (幼児 教育)	1号	2号 (幼児 教育)	1号	2号 (幼児 教育)
① 量 の 見 込 み	認定別					509	210	500	206	493	204	488	202	484	200
	合計					719	706	697	690	684					
② 確 保 方 策 ※	認定こども園、 幼稚園		140		140		140		140		140		140		140
	上記以外の 幼稚園		1,850		1,850		1,670		1,670		1,670		1,670		1,670
	合計		1,990		1,990		1,810		1,810		1,810		1,810		1,810
過不足（②－①）						1,091	1,104	1,113	1,120	1,126					
箇所数			7箇所		7箇所		6箇所		6箇所		6箇所		6箇所		6箇所

※ 幼稚園定員数

今後の方向性

今後も引き続き、近隣市まで送迎バスを運行するなど、広域的に園児を受け入れていきます。

また、預かり保育を利用する児童のうち、新2号認定（保育を必要と認められる）の児童については保護者の負担が認可保育を利用した場合と同等になるよう補助事業を実施していきます。

(2) 保育

事業内容

保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）を受けた児童に対し、認可保育園保育施設及び小規模保育事業等の地域型保育施設において、保護者に代わって保育を提供しています。

事業実施状況

① 市内保育園一覧（令和6（2024）年4月1日現在）

（単位：人）

		施設名	定員						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認可保育施設	公立	第1保育園	6	10	12	20	25	25	98
		第3保育園	6	10	12	20	25	25	98
		第7保育園	－	10	12	15	15	15	67
	私立	清瀬駅前保育園	9	12	14	15	15	15	80
		清瀬上宮保育園	9	18	22	22	23	23	117
		のしお保育園	9	13	13	15	15	15	80
		中清戸保育園	9	10	12	16	16	17	80
		すみれ保育園	15	18	20	22	22	23	120
		すみれ保育園（分園）	3	11	12	－	－	－	26
		きよせ保育園	12	24	35	30	30	30	161
		きよせ保育園（分園）	3	10	10	－	－	－	23
		せせらぎ保育園	15	18	20	24	24	24	120
		清瀬どろんこ保育園	6	12	12	20	20	20	90
		のしお一丁目保育園	9	13	13	15	15	15	80
		メリーポピンズ清瀬ルーム	6	15	18	－	－	－	39
		中里どろんこ保育園	6	16	18	20	20	20	100
		メリーポピンズ松山ルーム	12	15	15	－	－	－	42
		小計 認可保育園		135	235	270	252	263	266
認定こども園（私立）	認定こども園ひかり	－	－	－	10	10	10	30	
小計 認定こども園		0	0	0	10	10	10	30	
地域型保育施設	小規模保育所（私立）	ピッコロルーム	3	4	4	－	－	－	11
		ゆりかごファーストスクール	－	8	10	－	－	－	18
		ちゃいるど保育園	－	8	10	－	－	－	18
		あいあいちびっこルーム	－	6	6	－	－	－	12
		ちあふるガーデン	3	5	6	－	－	－	14
	小計 小規模保育所		6	31	36	0	0	0	73
	事業所内保育施設（私立）	なかよし保育園	3	3	3	－	－	－	9
	小計 事業所内保育		3	3	3	0	0	0	9
計		144	269	309	264	275	277	1,538	

② 保育施設数の推移（各年度4月1日現在）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
公立	5箇所	5箇所	4箇所	3箇所	3箇所
私立	16箇所	17箇所	18箇所	19箇所	19箇所
計	21箇所	22箇所	22箇所	22箇所	22箇所

※ 分園を有する園は、本園1園のみでカウントしています。

③ 保育定員数の推移（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年齢	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳	147	147	147	147	144
1歳	262	262	267	269	269
2歳	304	304	307	309	309
3歳	247	247	249	264	264
4歳	258	262	260	275	275
5歳	261	261	262	275	277
計	1,470	1,483	1,492	1,541	1,538

④ 待機児童数の推移（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年齢	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳	0	2	0	1	1
1歳	14	6	3	2	4
2歳	1	0	0	3	1
3歳	4	0	1	0	3
4歳	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
計	19	8	4	6	9

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に対して、令和5（2023）年度に実施した二一ズ調査結果に基づき算出しています。

確保方策

1・2歳の待機児童数が多い状況を踏まえ、市では、これまで主に、3号認定（0～2歳児）に対応した地域型保育事業の開設により、1・2歳の定員増を図りました。

また、乳児保育園は閉園しましたが近隣地に0歳～5歳児を受け入れる認可保育園を開設しており、実情に沿った保育施設の提供を行っています。

なお、令和7（2025）年度末で、清瀬市立第7保育園（定員67名）の廃園を予定していますが、令和8（2026）年度より隣地に私立の認可保育園（定員72名）を開設することにより、定員数の確保と充実を図る予定です。

【量の見込みと確保方策（2号認定（3歳～5歳：幼児教育以外））】

（単位：人）

保育 (2号認定(幼児教育以外))	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み			686	674	664	658	652
②確保方策	746	756	766	769	769	769	769
過不足(②-①)			80	95	105	111	117

※ 表中の「見込み」及び「確保方策」は、各年度の4月1日を基準としています。

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

【量の見込みと確保方策（3号認定）】

（単位：人）

保育 (3号認定)	令和5 (2023)年度		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度			令和8 (2026)年度			令和9 (2027)年度			令和10 (2028)年度			令和11 (2029)年度		
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み					167	263	211	165	261	210	163	258	208	164	257	207	164	258	208
②確保方策	94	563	112	533	144	257	298	144	260	299	144	260	299	144	260	299	144	260	299
過不足(②-①)					-23	-6	87	-21	-1	89	-19	2	91	-20	3	92	-20	2	91

※ 表中の「見込み」及び「確保方策」は、各年度の4月1日を基準としています。

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

将来児童数の推計等から算出した量の見込みに対しては、定員数を確保していますが、今後の社会状況等も勘案し、引き続き1・2歳の定員数の確保に努めていきます。

今後も引き続き、認可保育施設・地域型保育施設のほか、東京都認証保育所及び認可外保育施設を利用している方※に対し、保護者の負担が認可保育を利用した場合と同等になるよう補助事業を実施していきます。

※保育要件の認定を受けていることが条件になります。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

妊娠・出産期から切れ目のない支援を目指し、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定め、安心して子育てができる環境整備を図ります。

	新規	地域子ども・子育て支援事業
1		利用者支援事業
2		地域子育て支援拠点事業
3		妊婦健康診査
4		乳児家庭全戸訪問事業
5		養育支援訪問事業
6		子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）
7		ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
8		一時預かり事業（幼稚園型、幼稚園型以外）
9		時間外保育事業（延長保育事業）
10		病児・病後児保育事業
11		放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業）
12		実費徴収に係る補足給付を行う事業
13		多様な主体の参入促進事業
14	●	子育て世帯訪問支援事業
15	●	児童育成支援拠点事業
16	●	親子関係形成支援事業
17	◇	妊婦等包括相談支援事業
18	◇	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
19	◇	産後ケア事業

全ての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性に関わらず、在宅子育て家庭も利用できます。これらの事業について、量の見込み（需要）と確保の内容（供給）、更に不足する場合の確保方策を定めています。

●：令和6（2024）年4月施行「児童福祉法等の一部を改正する法律」により創設された事業。

◇：令和6（2024）年10月施行「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設された事業。

(1) 利用者支援事業

事業内容

幼稚園・保育園での教育・保育や、地域の子ども・子育て支援について、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を行う事業です。

事業実施状況

子育て支援課及び子ども家庭支援センターにおいて、子育てに関わる情報提供や、子育てに関する相談を実施しています。

妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「スマイルベビーきよせ」事業を実施しています。

子育てに関する様々な相談をはじめ、児童手当や医療費助成制度、保育園・幼稚園の申請等の窓口が集約され、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の拠点として令和5（2023）年5月に子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター、健康センター、教育支援センター及び教育相談室が設置された「清瀬市しあわせ未来センター」をオープンしました。

量の見込みの算出方法

【相談窓口の設置箇所数から算出】

利用者支援事業については、行政機関での相談がしづらいとの意見があります。また、児童館での相談機能の必要性について継続してご意見をいただいています。このため、未就学児がいる世帯からの相談を基本としつつ、幅広い年齢層が相談できる場所での相談窓口の設置を想定し算出しています。

確保方策

令和7（2025）年度については、既存の基本型・特定型に分類していた「子育て支援課、子ども家庭支援センター、健康推進課」を再分類し、特定型の「子育て支援課(母子保健係以外)」、こども家庭センター型の「子ども家庭支援センター、子育て支援課母子保健係」とします。

また、行政機関以外で幅広い年齢層に対する相談窓口の設置を目指し、市内を南北に分け、今後基本型を1箇所ずつ開設します。

(単位：箇所)

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
① 量の 見込み	基本型	3箇所	3箇所		1箇所	1箇所	2箇所	2箇所
	特定型			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	こども家庭 センター型			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	合計			2箇所	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所
② 確保 方策 ※	基本型	3箇所	1箇所		1箇所	1箇所	2箇所	2箇所
	特定型			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	こども家庭 センター型		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	合計	3箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所
過不足 (②－①)		0箇所	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

今後も引き続き、リーフレットやその他の広報媒体を活用し、事業の周知を図るとともに、子育て支援課、子ども家庭支援センターに担当職員を配置し、現在ある業務を実施していくとともに、様々な事業や、地域資源を紹介し、利用調整が行える体制を構築していきます。

また、アンケートやヒアリングなど行政機関以外で幅広い年齢層に対する相談窓口を希望する声を踏まえ、市内の南北に1箇所ずつ基本型の利用者支援事業設置を目指します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

未就学の乳幼児とその親が気軽に集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所を開設し、子育てについての不安・悩みの相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

事業実施状況

地域市民センター等を活用した「つどいの広場」事業、市立保育園や私立保育園を活用した「子育てひろば」事業を実施しています。

各広場では、子どもの発達や子育てに関する日常的な悩み等のご相談に対応しています。その場で回答できない場合には、専門的な支援機関や子ども家庭支援センター等をご紹介します。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和元（2019）年度の59,752人の実績値以降、コロナ禍により利用者数が減少していましたが、令和5（2023）年度からコロナ禍以前の水準に戻りつつあります。一方、年少人口については減少傾向にあるため、令和7（2025）年度以降は、令和元（2019）年度の水準にて横ばいで推移するものとして算出しています。

確保方策

現状でニーズ量を十分に確保できているため、今後も引き続き、現在ある事業を実施していきます。ただし、年少人口の分布に著しい偏りが生じた場合、現状の箇所数内で、設置会場等の見直しを行います。

（単位：延べ利用人数（人））

	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	55,237	54,348	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
②確保方策※	55,237	54,348	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

今後も引き続き、利用者のニーズを踏まえた環境づくりに取り組んでいきます。

(3) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

事業実施状況

妊娠届出時に都内で使用できる受診票14回分を交付し、指定医療機関における妊婦健康診査に係る費用の一部を助成しています。

都外医療機関及び助産所において自費で妊婦健診を受けた方も申請により助成対象としています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和6（2024）年度は妊娠届の件数が増加したため、妊婦健康診査の対象者数・受診回数ともに多くなっております。令和6年（2024）度下半期の傾向から令和7（2025）年度も受診回数は増えることが見込まれます。しかし、全国的には出生数が減少傾向であることから、一時的な受診者数の増加はあっても、その後は減少に転じるものと考えられます。減少率は平成28（2016）年度～令和5（2023）年度の出生数の年平均減少率に準じるものとして算出しています。

確保方策

医療機関に委託して健診を行っている現行の体制により、引き続き妊婦健康診査体制の確保を行っていきます。

第3章 子ども・子育て支援事業計画

(単位：人)

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
① 量の 見込み	交付 対象者数			520	499	479	459	440
	受診回数			7,330回	7,036回	6,754回	6,483回	6,223回
② 確保 方策 ※	健診者数	462	525	520	499	479	459	440
	健診回数	6,477回	7,405回	7,330回	7,036回	6,754回	6,483回	6,223回
	実施場所			委託契約医療機関				
	検査項目			診察、体重測定、尿検査、貧血検査、血圧測定、HBs抗原検査、HIV抗体検査、超音波検査、子宮頸がん検診など				
過不足 ②－①	健診者数			0	0	0	0	0
	健診回数			0回	0回	0回	0回	0回

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

妊婦全員に妊婦健診を受診していただくよう、妊婦健診の重要性と妊娠届の早期提出の必要性を啓発していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要なサービスにつなげる事業です。

事業実施状況

専門職（保健師、助産師、看護師）、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の健康状況の把握、新生児の発育及び栄養状態、生活環境、疾病予防など育児上の相談・助言を行い、出産間もない母の不安を取り除くとともに、要支援家庭の早期把握に努めています。

量の見込みの算出方法

【人口推計から算出】

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に基づき算出しています。

確保方策

引き続き専門職（保健師、助産師、看護師）、母子保健推進員による家庭訪問体制の確保を行っていきます。

（単位：回）

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み				412	409	407	407	408
② 確保 方策 ※	実施数	406	408	412	409	407	407	408
	実施機関			子育て支援課				
	実施体制			専門職（保健師、助産師、看護師）、母子保健推進員				
過不足（②－①）				0	0	0	0	0

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

子育てしていく保護者が安心して子育てができるよう、必要な支援や助言を行うために、乳児家庭全戸を訪問することを目標とし、事業を継続していきます。

(5) ①養育支援訪問事業

事業内容

様々な原因により、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

事業実施状況

子ども家庭支援センターの相談員や子育て支援課母子保健係の保健師が、母子保健事業や関係機関との連携等により把握した様々な支援を必要とする家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

世帯数は、子ども家庭支援センターの前年度からの継続受理ケース及び、新規開始受理ケースを合計した令和5（2023）年度の数値（実績）と、子育て支援課母子保健係の年間訪問件数をもとに、人口推移をかけあわせて算出しています。

派遣数は、令和6（2024）年度の子家職員による訪問回数（見込み値）に、母子保健係の保健師による令和6（2024）年度年間訪問回数（見込み値）を加えたものが児童数の推計に応じて推移するものとして算出しています。

確保方策

清瀬市養育支援訪問事業実施要綱に基づき、特定妊婦、要支援児童、要保護児童等、支援が必要な家庭に、子ども家庭支援センター職員、母子保健係の保健師、助産師、保育士等が訪問し、育児不安や養育技術の提供、虐待リスクに際する養育環境の改善等に関する相談・支援を行います。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
① 量の 見込み	ケース数			595世帯	580世帯	573世帯	565世帯	558世帯
	派遣回数			890回	867回	855回	843回	832回
② 確保 方策 ※	派遣回数	958回	800回	890回	890回	890回	890回	890回
	実施体制			子ども家庭支援センターの相談員と子育て支援課の保健師				
過不足（②－①）				0回	23回	35回	47回	58回

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

支援が必要と判断された家庭に対して、速やかに関係機関と連携して訪問し、相談・指導等の支援を実施します。

(5) ②子どもを守る地域ネットワーク事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）**事業内容**

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

事業実施状況

要保護児童対策地域協議会において、関係機関間での情報共有を行い、連携強化を図っています。

研修参加により、担当職員のスキルアップを図っています。

量の見込みの算出方法

量の見込みを設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

確保方策

確保方策を設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

今後の方向性

引き続き現在ある事業を実施し、関係機関との連携強化や児童虐待への対応及び未然防止を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業内容

【ショートステイ】

保護者が病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設などにおいて児童を一時的に預かる事業です。

【トワイライトステイ】

保護者が残業などで帰宅が夜間に及ぶ時など、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設などにおいて夜間まで児童を一時的に預かる事業です。

事業実施状況

児童養護施設に委託しショートステイ事業を実施しています。

トワイライトステイ事業は実施していません。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

児童養護施設子供の家のショートステイ事業（1歳半～18歳未満）は、令和5（2023）年度が前年度比1.77倍の急激な伸びがあり、令和6（2024）年度も増加（要支援・要保護家庭のリスク軽減目的としたレスパイト利用の増加）が見込まれています。

また、乳幼児についてのショートステイの利用ニーズについて、保護者の入退院や産後うつ等による利用ニーズが見受けられます。

《令和7（2025）年 乳幼児ショートステイ見込み積算》

- ・ 生後57日から1歳半未満 4日／月×13家庭（産後長期預かり対応分）
- ・ 1歳半から4歳未満（現子供の家利用者分） 10日／月前後

確保方策

児童養護施設子供の家に1日2枠、365日のショートステイ事業（1歳半～18歳未満）を委託し実施します（365日×2枠＝730）。ナザレットの家乳児院に1日2枠、365日の乳幼児（生後57日～4歳未満）ショートステイ事業を委託し実施します（365日×2枠＝730）。

加えて弾力的な運用で日帰り利用により1日4枠を可能とする利用方法にも対応します（例：12/1～12/2朝まで2枠利用と同時に、12/3午後から1枠別利用がある場合、12/3は3枠利用のカウントとなります）。

(単位：延べ利用日数(人日))

		令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の 見込み	1歳半～ 18歳未満	648	744	730	709	698	687	677
	生後57日～ 4歳未満			100	120	144	173	207
② 確保方策 ※	1歳半～ 18歳未満	648	744	730	730	730	730	730
	生後57日～ 4歳未満			730	730	730	730	730
過不足 (②－①)	1歳半～ 18歳未満	0	0	0	21	32	43	53
	生後57日～ 4歳未満			630	610	586	557	523
箇所数		1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

※ 令和5(2023)年度、令和6(2024)年度は量の実績

今後の方向性

ショートステイ事業については、現状において十分な提供量を確保しています。また、主な利用理由が「保護者の疾病・入院」「保護者の育児疲れ」となっており、他のサービスでは代替が困難な事業であるため今後も事業を維持していきます。

令和7(2025)年度より産後ケア(ショート)の利用を計画しているため、今後産後ケア事業の利用と合わせた乳幼児期の一時的な養育の確保等について検討を行っていきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

事業実施状況

提供会員の活動をNPO法人に委託し、依頼会員との連絡・調整業務を行っています。事業全体の企画・運営をNPO法人に委託し、事業についての広報・会員募集・会員管理、会員間の連絡・調整業務、トラブルなど発生時の対応等を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

過去5か年の会員数は微増であるが、実利用数が減少している状況を鑑み、会員数（利用会員、提供会員ともに）は横ばいが見込まれるものとして算出しています。

確保方策

ニーズ調査では事業を知らない方が約27%いるため、今後も乳幼児健診や児童育成支援拠点事業での広報活動を行い、会員数の獲得を図ります。また公式ラインの新規開設等の新たな広報活動を行うほか、より利用しやすい仕組み等の見直しを行うことで利用者数の確保を目指します。

（単位：人日／年）

	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み			2,330	2,330	2,330	2,330	2,330
②確保方策※	2,358	2,355	2,330	2,330	2,330	2,330	2,330
過不足 (②－①)			0	0	0	0	0

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

現状において十分な提供量を確保していますが、依頼会員数が増加しているにも関わらず利用数が減少していることから、多様化するニーズを把握し、ニーズに応える事業の在り方を検討していきます。

多様化するニーズに応えるため、事業の周知や、依頼会員への提供会員登録への働きかけなどを行い、引き続き十分な提供量を確保できるよう努めます。

(8) ①一時預かり事業（幼稚園型）

事業内容

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営していますが、保護者ニーズに応えるため、標準的な教育時間を超えて、子どもを一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

事業実施状況

市内の私立幼稚園は、全園で預かり保育（一時保育と定期利用）を実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に対して、令和5（2025）年度に実施したニーズ調査結果に基づき算出しています。

確保方策

必要な方が確実に利用できるよう、継続して預かり機能の充実に向けた支援を行っていきます。

（単位：人日／年）

	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み			55,394	54,379	53,623	53,088	48,131
②確保方策※	71,957	80,135	80,135	80,135	80,135	80,135	80,135
過不足 (②－①)			24,741	25,756	26,512	27,047	32,004
箇所数	7箇所	7箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

※ 令和5（2023）年度は量の実績、令和6（2024）年度は量の推計

今後の方向性

市内幼稚園と連携を取り、引き続き全園で預かり保育を実施し、ニーズに対する提供量を確保していきます。

(8) ②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

事業内容

在宅で保育をしている保護者が、一時的に保育ができなくなった場合のニーズに応えるため、認可保育園その他の場所で、子どもを一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

事業実施状況

市立保育園全園で一時預かりを実施しています。（余裕活用型）

私立保育園4園で一時預かりを実施しています。

NPO法人が実施する施設（3箇所）で一時預かりを実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

子育て短期支援事業とともに、保護者の疾病、出産、育児疲れ等により家庭での保育が困難な児童を緊急、かつ一時的に保育する受け皿の一つとして、市内NPO法人に補助金を交付し実施するものであり、当該NPO法人の過去3か年の実績の平均値を参考に算出しています。

確保方策

清瀬市一時預かり事業補助金交付要綱に基づき、市内子育てNPO法人が実施している一時預かり事業に補助金を交付し確保していきます。

（単位：人日／年）

	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み			8,020	7,791	7,671	7,545	7,441
②確保方策※	8,842	8,360	8,020	8,020	8,020	8,020	8,020
過不足 (②-①)			0	229	349	475	579
箇所数			3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

今後も一時預かりに対するニーズは高いものと見込まれるため、引き続き事業を維持し、十分な提供量を確保していきます。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育園在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

事業実施状況

市内の全認可保育所において18時から19時までの延長保育を実施しています。

また、施設によっては、19時以降も延長保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に対して、令和5（2023）年度に実施したニーズ調査結果に基づき算出しています。

確保方策

ワーク・ライフ・バランスが浸透してきている一方、保護者の就労環境などが変化してきたことに伴って保育需要が多様化してきています。今後も時間外保育の受け入れ体制の確保を行っていきます。

（単位：人）

	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み			218	215	213	211	210
②確保方策※	3,022 (年間実人数)	1,421	1,421	1,428	1,428	1,428	1,428
過不足 (②-①)			1,203	1,213	1,215	1,217	1,218
箇所数	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度以降は定員数

今後の方向性

引き続き市内の全認可保育所で延長保育を実施し、提供量を確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

事業内容

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保育士、看護師等が一時的に保育する事業です。

事業実施状況

病児保育施設及び病後児保育施設を各1施設開設しています。

ファミリー・サポート・センター事業による訪問型の病児・病後児保育を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和5（2023）年度実績をもとにコロナ禍以前に作成した前回計画の見込み量を反映しています。

確保方策

現在1医療機関において病児保育、1保育所において病後児保育があります。

看護職の確保が課題となっていることから令和8（2026）年度より対象機関数を追加することを検討していきます。

（単位：人日／年）

	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み			325	325	325	325	325
②確保方策※	1,761	1,848	1,848	2,048	2,048	2,048	2,048
過不足 (②－①)			1,523	1,523	1,523	1,523	1,523
箇所数			2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

利用実績等を踏まえて算出した量の見込みは、現状の定員数で確保できるところですが、感染症拡大に伴う利用希望日が重なることも想定されるため、令和8（2026）年度より対象機関数を増やし、事業を維持していきます。

(11) 放課後児童クラブ

事業内容

放課後児童クラブ（児童クラブ、学童クラブ、学童保育）は、児童福祉法における「放課後児童健全育成事業（※）」の通称です。保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行っています。専門の職員（放課後児童支援員）等が従事しています。

※児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。

事業実施状況

各小学校区に市立の学童クラブを11施設設置しています。

小学校全学年を対象に実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

学校別推計値（翌年度）/学校別推計値（現年度）×学童クラブ総計数（現年度）＝量の見込み値として算出しています。

確保方策

令和8（2026）年4月1日より十小学童クラブ及び中清戸学童クラブが一つとなります。育成室は4箇所となることから1箇所増となり、待機児童の緩和を図ります。

（単位：人）

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	1年生			283	272	269	252	248
	2年生			304	297	286	283	266
	3年生			227	216	211	203	201
	4年生			29	28	26	26	25
	5年生			7	7	7	7	6
	6年生			3	3	3	3	3
	合計			853	823	802	774	749
②確保方策※		882	955	850	880	880	880	880
過不足 (②-①)				-3	57	78	106	131
箇所数※2				23箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

※2 第〇学童クラブを1支援単位とする箇所数

今後の方向性

これまで待機児童を減らすために、新規施設開所や定員拡大等様々な施策を実施しました。しかしながら、急激な社会情勢の変化に伴う家庭環境の移り変わりにより、今後も待機児童の解消を見込むことが困難なため、更なる新規施設整備を行い、定員数の拡大を図ります。

継続的に優先度の高い低学年（１年生から３年生）及び障がい児の受け入れを確保し、待機児童を発生させないように取り組みます。

高学年（４年生から６年生）については、継続的に放課後の子どもの居場所として、放課後子ども教室（まなべー）や児童館等と連携を図り、安定的な居場所事業を推進していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得等の状況を勘案して、給食費であって人件費・設備費等除く食材料費を助成する事業です。

事業実施状況

私学助成による幼稚園在園児を対象に食材料費の補足給付を実施しています。

対象	給付内容
市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯又は第3子の児童	主食費（市単独事業）：月額上限3,000円 副食費（国事業）：月額上限4,700円

量の見込みの算出方法

量の見込みを設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

確保方策

確保方策を設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

今後の方向性

引き続き現在の事業を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入する促進事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業実施状況

市内には、私立の幼稚園、保育園、認可外保育施設が数多く設置されており、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。

量の見込みの算出方法

量の見込みを設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

確保方策

確保方策を設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

今後の方向性

引き続き、新規の施設が開設される際には、円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行っていきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

令和4（2022）年の児童福祉法改正に伴い創設され、令和6（2024）年4月に施行された事業です。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の要支援・要保護家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

事業実施状況

養育支援訪問事業の中で、家事や育児を行う育児支援ヘルパーを派遣してきましたが、令和6（2024）年7月から、児童福祉法に規定された子育て世帯訪問支援事業として実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

社会情勢等の変化に伴い派遣単価の見直しを適宜行い、委託先事業所を確保するとともに事業所数の拡充（現2事業所）を図るほか、子育て世帯訪問支援員の育成を促します。

（単位：人日／年）

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	1,037	1,024	1,012	994	977
②確保方策	1,037	1,024	1,012	994	977
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

引き続き、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の要支援・要保護家庭に対し、家事・子育て等の支援を実施していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

事業実施状況

令和4（2022）年の児童福祉法改正に伴い創設され、令和6（2024）年4月に施行された事業で、市町村の努力義務となっています。

今後の方向性

事業の在り方、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

事業実施状況

令和4（2022）年の児童福祉法改正に伴い創設され、令和6（2024）年4月に施行された事業で、市町村の努力義務となっています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

令和8（2026）年度から、委託による親子関係形成支援事業の実施について検討します。

NP講座	
① 育休復帰予定保護者	定員10名、連続4回
② 子育て中保護者	定員10名、連続6回

CSP（コモンセンスペアトレーニング）講座	
① 幼児版紹介講座	定員なし、1回
② 幼児版連続講座	定員8名、オンライン連続7回
③ オンライン	定員6名、連続7回
④ペアレントサポート講座	連続講座受講のためのサポート講座、オンライン

（単位：人）

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み		20	20	19	19
②確保方策		25	25	25	25
過不足（②－①）		5	5	6	6

今後の方向性

事業の在り方、実施場所や方法について調査研究を行い、令和8（2026）年度を目標に実施を検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

事業実施状況

平成29（2017）年度より、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するネウボラ事業「スマイルベビーきよせ」を開始しております。妊娠の届出をした全ての妊婦を対象として保健師による面接、支援プランの作成、育児パッケージの配布、妊産婦相談事業等の事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

妊娠中に、全ての妊婦を対象に保健師が面談を行うとともに、訪問による育児等の相談や子育てに関する情報提供や相談等に対応するための体制の確保を行っていきます。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	妊娠届出数 (人)	412	409	407	407	408
	面接実施回数 (回/人)	3	3	3	3	3
	面接実施回数合計回数 (回)	1,236	1,227	1,221	1,221	1,224
②確保方策	面接実施合計回数 (回)	1,236	1,227	1,221	1,221	1,224
過不足 (② -①)	面接実施合計回数 (回)	0	0	0	0	0

今後の方向性

妊娠届出時におけるスマイルベビー妊婦面接、妊婦家庭訪問、出産後の新生児訪問や乳児家庭全戸訪問など様々な機会を捉え、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を実施していきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容

保育所等において、満3歳未満の子どもに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

事業実施状況

幼稚園においては多様な他者との関わり合いの機会創出事業において満3歳未満の子どもの預かりを令和5（2023）年度より実施しています。令和8（2026）年度以降給付事業として始まるに当たり確保量を整えていきます。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

令和8（2026）年度以降開園整備する保育所では一定数の受け入れ環境の確保を依頼していきます。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
① 量の 見込み	0歳 (延べ人数)	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
	1歳 (延べ人数)	10人日	9人日	9人日	9人日	9人日
	2歳 (延べ人数)	8人日	8人日	8人日	8人日	7人日
	合計	33人日	32人日	32人日	32人日	31人日
② 確保 方策	0歳 (延べ人数)	0人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	1歳 (延べ人数)	0人日	10人日	10人日	10人日	10人日
	2歳 (延べ人数)	0人日	15人日	15人日	15人日	15人日
	合計	0人日	28人日	28人日	28人日	28人日
過不足(②-①)		-33人日	-4人日	-4人日	-4人日	-3人日

今後の方向性

多様な他者との関わり合いの機会の創出事業（東京都事業）との併用も含めて、令和8（2026）年4月開始の給付事業に向け、実施方法等の検討を進めます。

(19) 産後ケア事業

事業内容

家族などから育児や家事の支援を受けられない場合や、産後の体調や育児に不安がある場合に、医療機関等に宿泊して母子のケアや授乳相談、育児相談が受けられる産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業や、医療機関等にて乳房管理や母乳に関する相談、産後の生活の指導や児童の発育に関する相談などが受けられる産後母子ケアデイサービス・乳房ケア事業等の産後ケア事業を実施する事業です。

事業実施状況

産後において家族等から援助を受けられず、支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア及び育児の支援等を行う訪問事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

従来より実施している訪問（アウトリーチ）型に加えて、令和7（2025）年度より短期入所（ショートステイ）型と通所（デイサービス）型を実施し更なる事業の充実を図ります。

（単位：人日）

	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度
①量の見込み	2.6人日	3.0人日	3.5人日	4.0人日	4.5人日
②確保方策	2.6人日	3.0人日	3.5人日	4.0人日	4.5人日
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

令和7（2025）年度の実績をもとに、引き続き市民ニーズを踏まえ、令和8（2026）年度以降の更なる事業の充実を目指します。

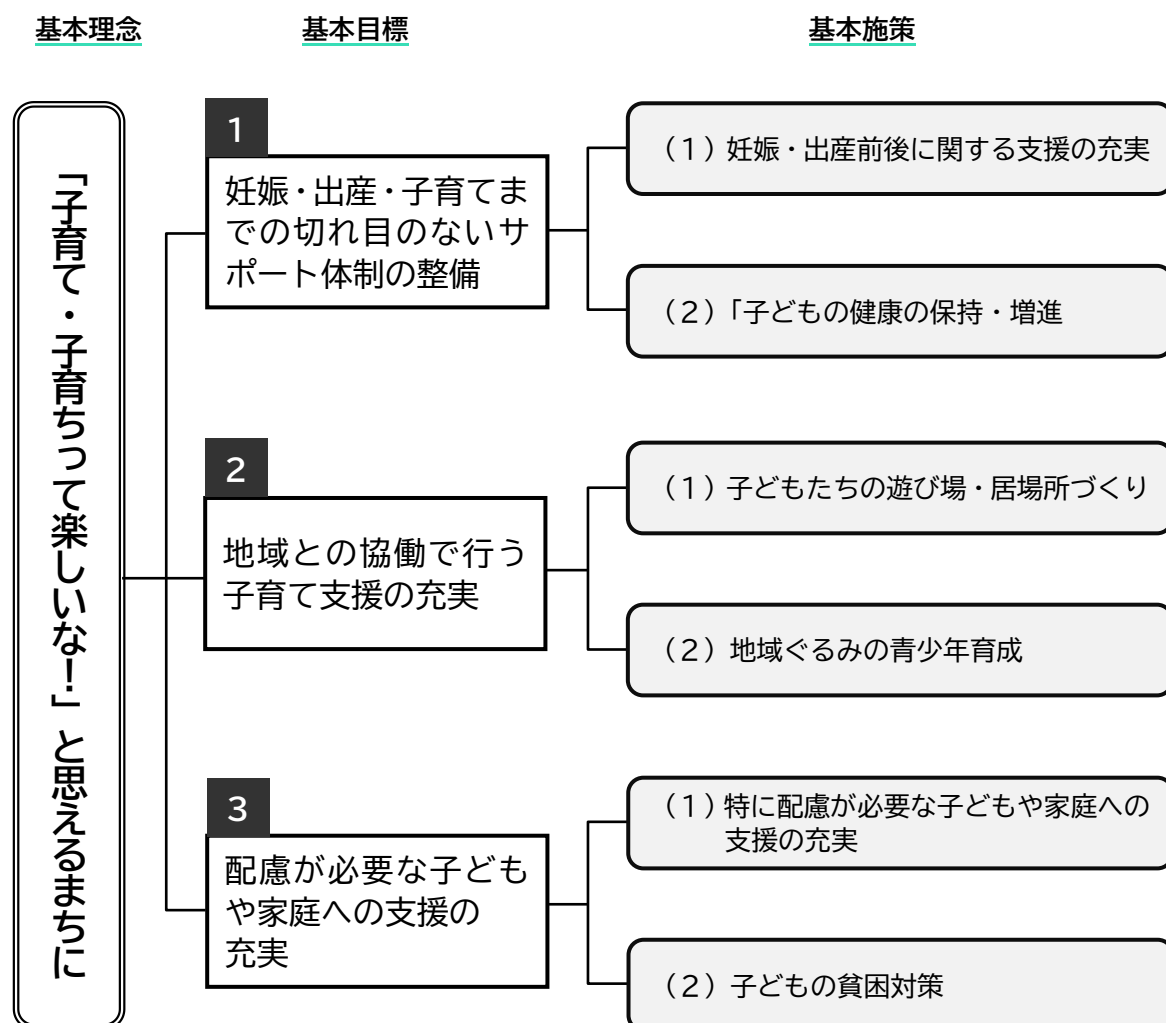
資 料 編

1. 前計画の実施状況
2. 計画の策定体制
3. 推進体制

1. 前計画の実施状況

(1) 前計画における施策体系

前計画では、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の推進など、子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、待機児童の解消や児童の放課後の居場所の確保、更には児童虐待や子どもの貧困といった多様な課題の解決に向けて、様々な取組を進めていく必要があることから、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、『「子育て・子育てして楽しいな!」と思えるまちに』を基本理念として、「妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないサポート体制の整備」、「地域との協働で行う子育て支援の充実」「配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実」の3つを基本目標とし、それぞれ2つずつの基本施策を設定し、各事業に取り組んできました。



(2) 前計画における基本目標と数値目標の評価

基本目標1 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないサポート体制の整備

子育てを包括的に支援するため、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援や、更なる充実や、安心して子育てできるような環境の整備等に取り組むことを目標としました。

基本目標2 地域との協働で行う子育て支援の充実

地域コミュニティの活性化を図り、「次世代（子どもたち）を地域全体で育てていく」ため、児童館を始め青少年問題協議会地区委員会等（保護者、学校関係者、市民、行政関係機関等）青少年育成に関わる団体と連携、問題・情報の共有化を図り、地域共同で行う子育て支援、環境の充実を図ることを目標としました。

また、児童館の充実を図り、子どもたちの遊び場・居場所づくりに取り組むことを目標としました。

基本目標3 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

全ての子どもが健やかに育つことができる環境をつくっていくため、障がい児家庭への支援、ひとり親家庭への支援等を行うとともに、子どもの貧困、ひきこもり、不登校等への理解と対応や、児童虐待防止対策などを実施することを目標としました。

前計画の数値目標と評価

前計画の基本目標として、市民意向調査による『子育てしやすいまちだと思う』の割合を就学前児童では平成30（2018）年度の80.5%から令和5（2023）年度には85.0%に増加、小学生では平成30（2018）年度の69.0%から令和5（2023）年度には74.0%に増加させることを目標としました。

令和5（2023）年度に実施した市民意識調査では『子育てしやすいまちだと思う』の割合が就学前児童では69.7%、小学生では65.6%といずれも目標値を達成することができませんでした。引き続き子育て支援施策を推進し、目標値を達成できるよう取り組む必要があります。

前計画の数値目標と評価

評価指標		現状値	目標値	評価	出典等
		平成30 (2018) 年度	令和5 (2023) 年度	令和5 (2023) 年度	
『子育てしやすいまちだと思う』の割合	就学前児童	80.5%	85.0%	69.7%	市民意識調査
	小学生	69.0%	74.0%	65.6%	市民意識調査

(3) これまでの取組と基本施策ごとの数値目標の評価

基本目標1 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないサポート体制の整備

基本施策(1) 妊娠・出産前後に関する支援の充実

- 母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、妊娠期から子育て期にわたり、きめ細やかな支援を切れ目なく行えるよう努めました。（「子育て世代包括支援センター事業」の実施）。
- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、妊婦・保護者への適切な情報発信を行うとともに、電話や面接・訪問での相談対応等を行いました。
- 出産前後の支援充実に努めました（産後ケア事業の実施を検討）。

<数値目標>

評価指標	現状値	目標値	評価	出典等
	平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度	令和6 (2024) 年度	
妊娠12週未満での妊娠の届出率	94.6%	96.5%	93.9%	事務報告書
妊娠届時の保健師面接実施率	93.0%	96.5%	99.3%	事務報告書

基本施策(2) 子どもの健康の保持・増進

- 個別性の大きい乳幼児期の発達について、親が健康的な生活習慣の大切さに気づき、子どもの個性に合った発育・発達を促すような支援を行いました。
- 育児に関する悩みを持つ親を地域ぐるみで支えるために、市の関係各課や子育て支援団体等と積極的に連携・協働しながら子育て施策を推進しました。
- アレルギー疾患のある子どもやその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることができるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育園等における事故予防や緊急時に適切に対応できるような人材の育成に努めました。
- 「食」の大切さについて親子に普及啓発しました。

<数値目標>

評価指標	現状値	目標値	評価	出典等
	平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度	令和6 (2024) 年度	
乳幼児健康診査受診率	96.6%	97.8%	97.4%	3～4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 の平均受診率
母と子どもの健康に関する情報提供や相談体制が充実していると思う人の割合	34.6% (平成29年度)	40.0%	33.4%	清瀬市政世論調査

基本目標２ 地域との協働で行う子育て支援の充実

基本施策（１）子どもたちの遊び場・居場所づくり

- 各地域の児童人口の状況や「放課後子ども教室」等の動向を考慮しつつ、事業を行いました。
- 児童センター、各児童館の存在や事業、サービス内容について広報・周知に努めました。
- 児童センター・下宿児童館・野塩児童館において「中高生タイム」を継続実施し、中高生の居場所となるように努めました。
- 市民ニーズが高い清瀬駅南口地域児童館整備に向けて検討しました。

<数値目標>

評価指標	現状値	目標値	評価	出典等
	平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度	令和6 (2024) 年度	
児童館の利用人数	中央児童館 103,656人 野塩児童館 7,160人 下宿児童館 8,982人	中央児童館 105,000人 野塩児童館 7,500人 下宿児童館 9,100人	中央児童館 117,467人 野塩児童館 7,604人 下宿児童館 8,463人	令和6年3月31日 時点
野塩児童館まつり子ども参加 人数	677人	710人	316人	令和6年3月31日 時点

基本施策（２）地域ぐるみの青少年育成

- 青少年の健全育成のため、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を明確にし、これまで以上に連携を強めて、地域社会全体で取り組みました。
- 「連絡会議」（「児童青少年連絡協議会」）においてテーマを決め、情報の共有を行うとともに、具体的な取組について検討を進めました。

<数値目標>

評価指標	現状値	目標値	評価	出典等
	平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度	令和6 (2024) 年度	
地区委員会会議の実施	会議 年4回 全地区合同事業 年1回	会議 年4回 全地区合同事業 年1回	会議 年4回 全地区合同事業 年1回	令和6年3月31日 時点
児童青少年連絡協議会の実施	年2回	年2回	年2回	令和6年3月31日 時点
ジュニアリーダーズクラブ 参加人数	24人	30人	28人	令和6年3月31日 時点

基本目標3 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

基本施策（１）特に配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

- 令和5年（2023）度に子育て支援課と子ども家庭支援センターをしあわせ未来センター内に移転し、ワンストップサービスを実施できる体制を強化しました。
- 子育て家庭の保護者の孤立化を早期に防ぐために、令和6（2024）年度にこども家庭センター機能を設置し、18歳までの児童がいる家庭を一体的に相談・支援する体制を強化しました。
- 「要保護児童対策地域協議会」を活用し、子どもと関係するあらゆる機関と連携し、特に配慮が必要な子どもと家庭の早期発見・適切な支援ができるよう努めました。

<数値目標>

評価指標	現状値	目標値	評価	出典等
	平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度	令和6 (2024) 年度	
相談件数	2,279件	2,674件	3,920件※	児童家庭相談システム

※ 令和4（2022）年10月に新管理システム導入し集計方法が変更となったため、要対協受理したケースのうち、面談対応した件数とした。

基本施策（２）子どもの貧困対策

- 令和6（2024）年度より子育て世帯の経済的支援として、子育てクーポン事業に代えて、子育てサービスと市内取扱店で使用できる電子商品券（きよせ・チルドレンファーストチケット事業）を付与し、これまでのクーポン券と商品券の一元化と、申請手続きの簡素化を実現しました
- 市内の子ども食堂や子どもの居場所事業を運営する民間団体への支援を行うため、団体との定期的な連絡調整を行いました。
- 栄養バランスの崩れた家庭へのアプローチについて検討します。
- 学習支援事業「まなぶる」に必要な子どもが参加できるよう、教育委員会等と連携するワーキングチームを立ち上げました。
- 養育困難家庭の子どもが緊急時にも利用できるよう、ショートステイ事業の弾力的運用やトワイライトステイ事業について検討しました。
- 就学援助や、児童手当・児童扶養手当・児童育成手当といった経済的支援に関し、制度の充実や拡充を国や東京都に要望していきます。また、申請の漏れがないよう、広報・周知しました。

<数値目標>

評価指標	現状値	目標値	評価	出典等
	平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度	令和6 (2024) 年度	
子ども食堂の実施箇所	10箇所	15箇所	14箇所	事務報告書
学習支援事業「まなぶる」の利用人数	3,199人	3,500人	1,056人※	
ショートステイ事業の利用	145件 349日	200件 400日	365件 649日	事務報告書

※ コロナ禍により利用人数が大幅に減少した。

2. 計画の策定体制

本計画は主に以下の手順を経て策定しました。

(1) アンケート調査の実施

市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の希望等を把握するため、就学前児童と小学校児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 清瀬市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、地域の子育て関連団体・機関等で組織している「清瀬市子ども・子育て会議」において審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメントを実施しました。

期 間：令和7年2月14日（金）～3月3日（月）

意見提出数：29件（14人）

3. 推進体制

(1) 庁内組織

本計画の内容は、福祉、保健、教育、男女共同参画、産業等、広範な分野にわたるため、庁内組織である策定部会において、効果的・効率的な施策の展開を図ります。また、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、事業所、市民等、関係する多くの方々の意見を取り入れながら取組を進めていきます。

(2) 清瀬市子ども・子育て会議

本市の計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、「清瀬市子ども・子育て会議」を設置しています。

(3) 計画の進捗状況の点検及び評価

本計画の推進に当たっては、「清瀬市子ども・子育て会議」を中心に、本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制等において、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。